

DISCLOSURE

香川県信用組合 2026 (令和7年度)
ディスクロージャー誌

K a g a w a k e n S h i n k u m i B a n k

地域の皆さまとともに

“けんしん”の事業方針

経営基本理念

けんしんは、ふるさと香川の人びととの
心のふれあいをたいせつに、
豊かな地域社会づくりに奉仕します

地域社会(香川)とともに発展し、豊かな地域社会づくりに奉仕していく「こころ」を忘れず、「お客さまとの心のふれあい」をもっとも大切にする私達の願いです。

コーポレートスローガン

好きです ふるさと 心のふれあい大切に

コーポレートスローガンはふるさと香川に基盤をおき、ふるさとと共に発展していこうと願う私たち“けんしん”の熱い思いであり、私たちの行動指針となるものです。

役職員行動規範

1.信頼の確保

- (1) 私たちは、良識をもって、節度ある行動に努めます。
- (2) 私たちは、社会の一員として、各種の法令や組合内外の規則を遵守するとともに、その精神を理解し、尊重します。
- (3) 私たちは、誠実に行動することにより信頼の確保に努めます。
- (4) 私たちは、お客さま(組合員の方々)にとってよりよいサービスを提供するように、その時々にとりうる最大限の創意工夫をもって行動します。
- (5) 私たちは、常に注意深く、厳正な事務を行います。
- (6) 私たちは、公私混同をしません。

2.利益相反行為等の禁止

- (1) 私たちは、組合の業務または職務上の地位を利用して、私的な利益をはかる行為をしません。
- (2) 私たちは、社会常識をふまえ、お客さま(組合員の方々)などとの健全な関係を保ちます。

3.情報管理

- (1) 私たちは、お客さま(組合員の方々)に関する情報を厳正に管理します。
- (2) 私たちは、当組合内においても適切な情報管理に努めるとともに、他の役職員に対し、職務上必要な情報を、迅速かつ的確に伝達し、組織としての効果的な業務遂行に努めます。

4.職場規律

- (1) 私たちは、人種、国籍、信条、性別、年齢、出身地等に関係なく、すべての役職員一人ひとりを尊重し、働きやすい職場環境の確保に努めます。
- (2) 私たちは、服務や言葉づかい等基本的マナーを守り、整理整頓を心がけ、秩序ある職場づくりに努めます。

経営基本方針

- ① “けんしん”は、協同組織の金融機関として、組合員をはじめ地域の皆さまに奉仕できる金融機関を目指します。
- ② “けんしん”は、協同組織の金融機関として、組合員をはじめ地域の皆さまから信頼される金融機関を目指します。
- ③ “けんしん”は、協同組織の金融機関として、組合員をはじめ地域の皆さまに、よりよいサービスを提供できる金融機関を目指します。



CONTENTS

組合の概況..... 1

◆“けんしん”の事業方針等	1
◆ごあいさつ	3
◆令和7年度事業の概況	4
◆“けんしん”の概要	3
概要	3
組織	17
役員一覧	18
店舗一覧等	41
◆業務のご案内	22
主要な事業の内容	22
各種手数料	23
◆“けんしん”の内部管理態勢	26
統合的リスク管理の態勢	26
法令等遵守の態勢	27
◆“けんしん”の歩み	73

地域貢献.....37

資料編.....51



地域に貢献する“けんしん”の経営姿勢

ごあいさつ



理事長
右 川 俊 二

平素は、“けんしん”に格別のご支援とご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

皆さま方に対し、地域に貢献する“けんしん”の経営姿勢をより深くご理解いただくため、令和7年度における事業内容と経営の基本方針等を取りまとめた「2026(令和7年度)ディスクロージャー誌」を作成しましたので、ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

私ども“けんしん”は、香川県を営業地区として、地元の中小零細事業者や地域の皆さまが組合員となり、お互いに助け合い、発展していくという相互扶助の精神に基づき運営されている、協同組合組織の金融機関です。

中小零細事業者や地域の皆さま一人ひとりの顔が見えるきめ細かな取引を心がけ、常にお客さまの事業の発展や生活水準の向上に貢献するため、組合員の皆さまの利益を第一に考えることを活動の基本としております。

迎える令和8年度は、中東およびウクライナ情勢の緊迫化に伴う地政学リスクの高まりや、中国経済の減速および日中関係の悪化など、海外経済の不確実性は高く、景気が下押しされる虞もあります。

このような中、私ども“けんしん”は、地域金融機関としての使命を果たすべく、お取引先との間柄関係をより一層深化させ、事業支援や創業支援、生産性向上支援などの伴走支援に積極的に取組むことにより、真のリレーションシップを発揮してまいりる所存であります。

また、今年度は、令和6年度から取組んでおります『第14次中期3カ年計画』の最終年であり、全役職員一丸となって、組合の収益態勢および組織態勢の強化充実に全力で取組むことによって、計画達成に向けて邁進してまいりますので、組合員、総代の皆さまをはじめ、関係各位の皆さま方には、引き続き、ご指導、ご鞭撻の程よろしくお願いいたします。

令和8年7月

“けんしん”の概要

(令和8年3月31日現在)

名 称	香川県信用組合
理 事 長	右 川 俊 二
本 店 所 在 地	香川県高松市亀井町9番地10
創 立	昭和27年10月22日
出 資 金	24億55百万円
組 合 員 数	36,398人
自 己 資 本 比 率	9.36%
預 金 量	1,178億72百万円
融 資 量	837億89百万円
店 舗 数	17店舗
役 職 員 数	147人
営 業 区 域	香川県一円

令和7年度の業績について

事業概況

預金積金	貸出金
預金積金残高は、個人預金が対前期末比24億40百万円の増加、法人預金が対前期末比9億29百万円減少し、令和8年3月末残高は1,178億72百万円(増加率1.29%)となりました。今後も経営情報の開示を積極的に行い、安心してお取引いただける金融機関経営を維持してまいります。	お客さまへの適時適切な資金繰り支援や経営改善支援に取り組んだ結果、令和8年3月末残高は837億89百万円で、対前期末比3億71百万円の増加(増加率0.44%)となりました。県内景気は、依然として厳しい状況となっておりますが、引き続き、経営支援・生活支援に積極的に取り組み、お客さまと地域経済の発展に寄与してまいります。
損益	組合員勘定
貸出金収益や融資関係手数料などの役務収益、有価証券関係収益が前年度から増収となったこと等により、事業計画を大幅に上回る3億16百万円の当期純利益を計上いたしました。今後におきましても、協同組織金融機関の使命である地域密着型金融の一層の深化に取組むとともに、リスク管理の徹底を図り、安定的な収益確保に努めてまいります。	地域の皆さまのご理解とご協力をいただき、令和8年3月末の組合員数は36,398人、出資金総額は24億55百万円となりました。これからも地域との共生を大切に考えながら、協同組織金融機関としての社会的使命と公共的役割を果たしてまいります。

主な経営指標の推移

(単位:千円)

項	目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利益	経常収益	2,307,771	2,324,484	2,286,340	2,458,406	2,779,721
	経常利益	387,832	226,189	292,729	110,473	358,832
	当期純利益	291,552	129,123	185,476	265,488	316,684
残高	預金残高	122,357,574	124,135,034	119,309,596	116,360,878	117,872,450
	貸出金残高	80,338,282	82,348,946	82,628,837	83,418,581	83,789,957
	有価証券残高	22,038,047	18,296,900	18,625,790	19,466,953	18,877,312
	総資産	136,848,129	136,462,242	129,109,153	125,604,838	127,552,545
	純資産	6,938,060	6,244,440	6,389,268	5,868,846	6,176,359
職員数		151人	145人	145人	142人	140人
自己資本比率(単体)		8.66%	8.32%	8.69%	9.09%	9.36%

(注) 1. 残高計数は、各年度期末日現在です。
2. 職員数は、臨時の雇用(パート職員)を除いております。
3. 「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、平成23年度以降の「貸倒引当金戻入益」並びに「償却債権取立益」は「その他経常収益」に計上しております。

“けんしん”は

皆さまからの信頼を得るため、健全性の確保に努めています。

自己資本比率

9.36%

の実績となりました。国内基準である4%を上回っております。

開示債権比率

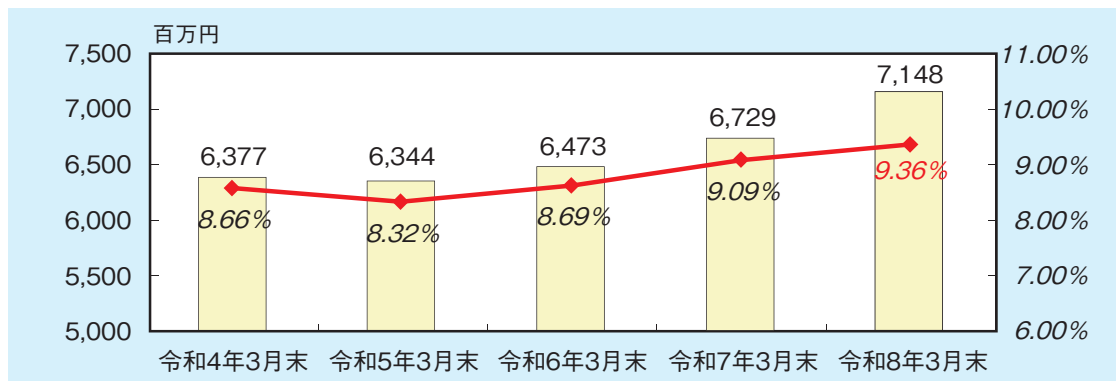
3.09%

となりました。景気が低迷するなか、企業の経営支援に積極的に取組んでおります。

令和7年度の現況

自己資本額・自己資本比率の推移

自己資本額は、令和7年3月末比4億19百万増加し、71億48百万円となりました。
また、自己資本比率は令和7年3月末比で0.27ポイント上昇し、9.36%となりました。



自己資本比率の見方

自己資本比率とは、金融機関の経営の健全性を示す重要な指標であり、貸出金や有価証券等のリスク資産（リスク・アセット）に対して、出資金や内部留保並びに引当金等の自己資本の占める割合を表しております。この比率が高いほど、自己資本が豊富にあり、経営基盤がしっかりしているといえます。国内のみで営業を行う金融機関に対しては、国内基準である4%という基準が定められています。

当組合の比率は9.36%と国内基準を上回っています。



●自己資本・自己資本比率等の詳細

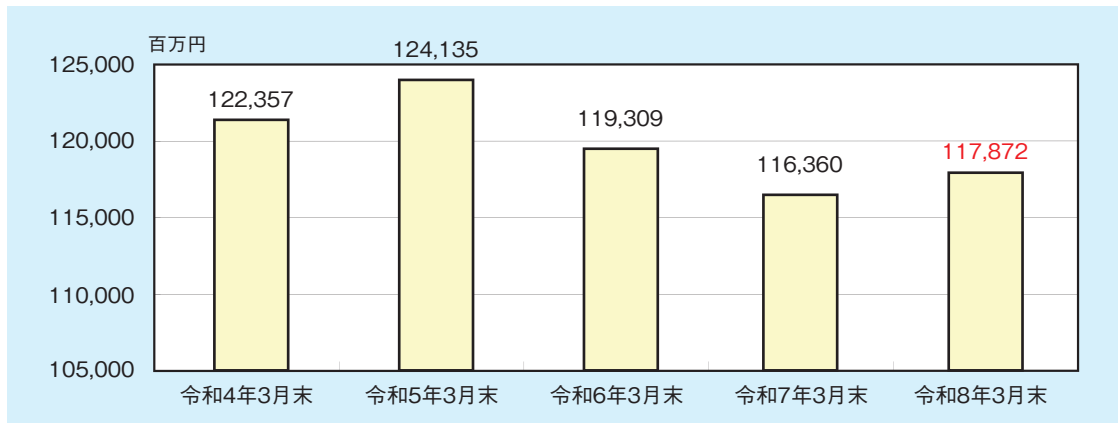
(単位:百万円)

項 目	令和8年3月末
コア資本に係る基礎項目(イ)	7,180
普通出資に係る組合員勘定の額	6,992
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,455
うち、利益剰余金の額	4,568
うち、外部流出予定額	△ 30
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	188
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	188
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第5条第7項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—
コア資本に係る調整項目(ロ)	32
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	20
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	12
自己資本の額((イ)-(ロ))(ハ)	7,148
リスク・アセット等の合計額(ニ)	76,362
信用リスク・アセットの額の合計額	72,318
資産(オン・バランス)項目	71,667
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—
オフ・バランス等取引項目	651
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	4,043
自己資本比率((ハ)/(ニ))	9.36%

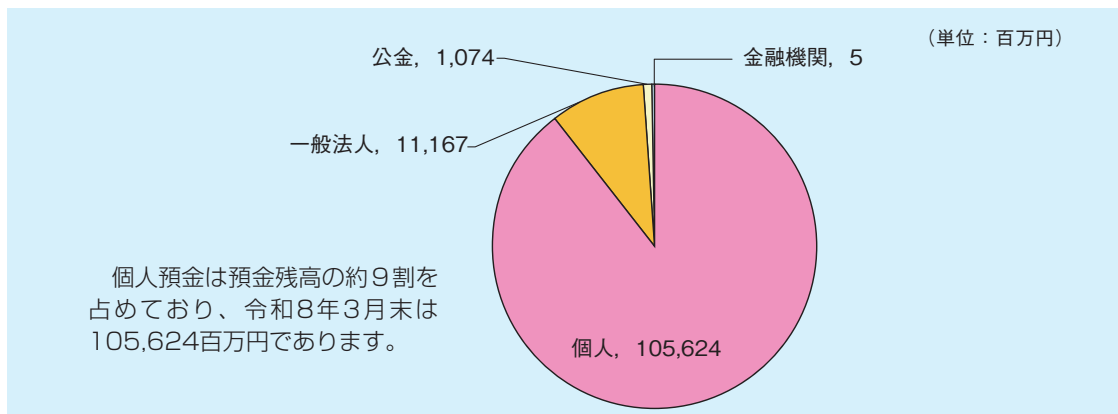
預金・貸出金の残高推移状況

預金の残高推移

令和8年3月末の残高は、令和7年3月末比で15億12百万円の増加となりました。

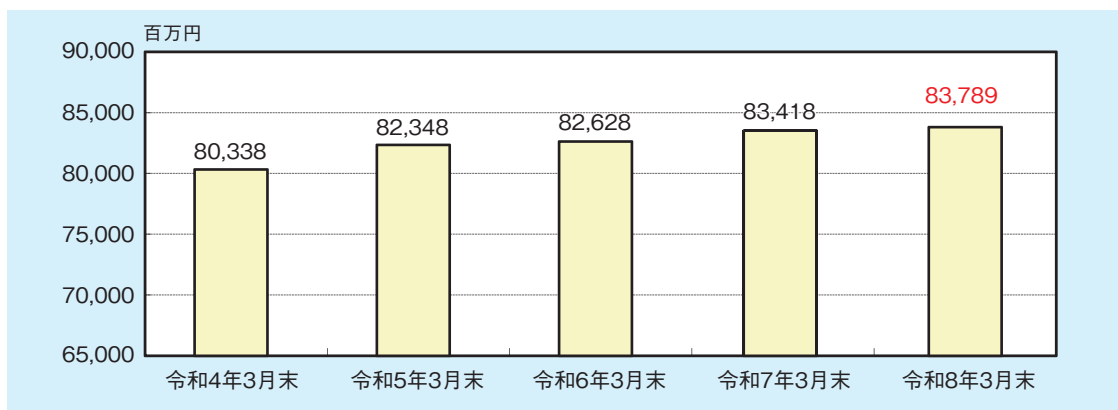


預金者別預金残高



貸出金の残高推移

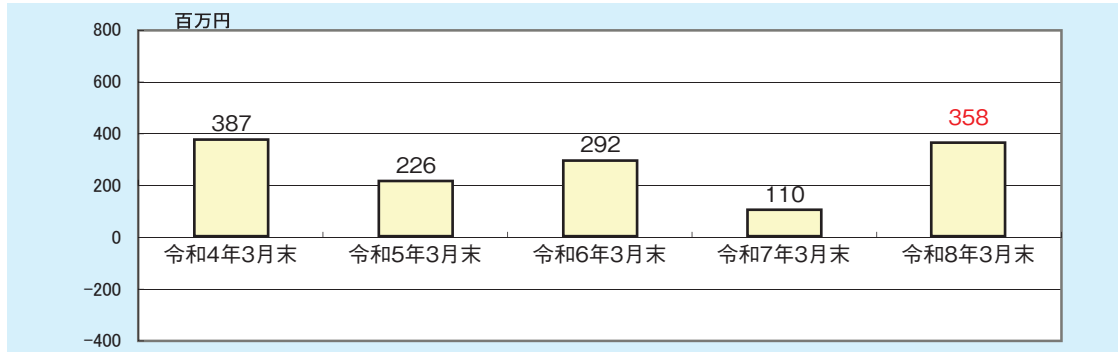
お客さまへの適時適切な資金繰り支援や経営改善支援に取り組んだ結果、貸出金の期末残高は、令和7年3月末比で3億71百万円の増加となりました。



各種利益の推移状況

経常利益

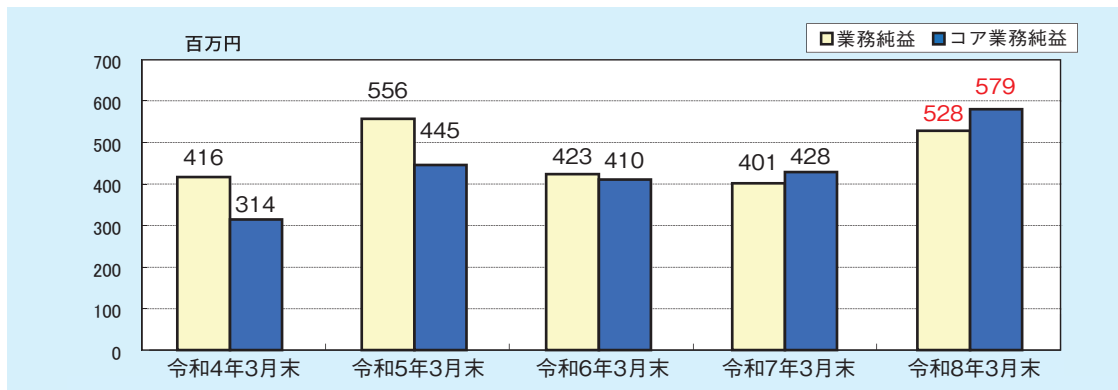
経常利益は、経常収益から経常費用を差し引いた利益で、毎年発生する通常の利益のことをいいます。



$$\text{経常利益} = \text{経常収益} - \text{経常費用}$$

業務純益とコア業務純益の推移

業務純益は、金融機関本来の業務の収益力を示す指標で、一般企業の営業利益に該当します。この指標は貸倒発生の際の償却能力を判断する基準となります。



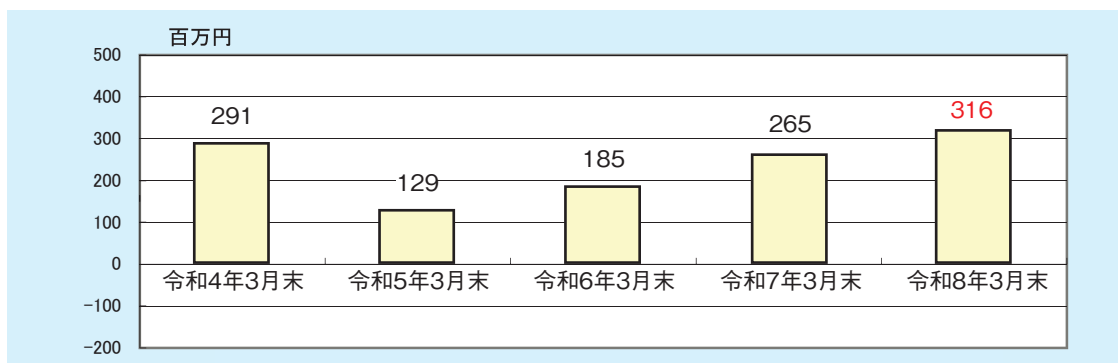
$$\text{業務純益} = \text{業務収益} - \text{業務費用 (一般貸倒引当金純繰入額を含む)}$$

$$\text{コア業務純益} = \text{業務純益} + \text{一般貸倒引当金繰入額} - \text{国債等債券の売却・償還に係る損益}$$

(注) 法令の改正を受け、令和元年度より、開示項目が追加されております。
追加された開示項目につきましては、59ページをご参照ください。

当期純利益の推移

当期純利益は、経常利益にその年に特別に発生した利益（特別利益）、損失（特別損失）と税金を加減した利益のことをいいます。



$$\text{当期純利益} = \text{経常利益} + \text{特別利益} - \text{特別損失} - \text{税金等}$$

協金法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

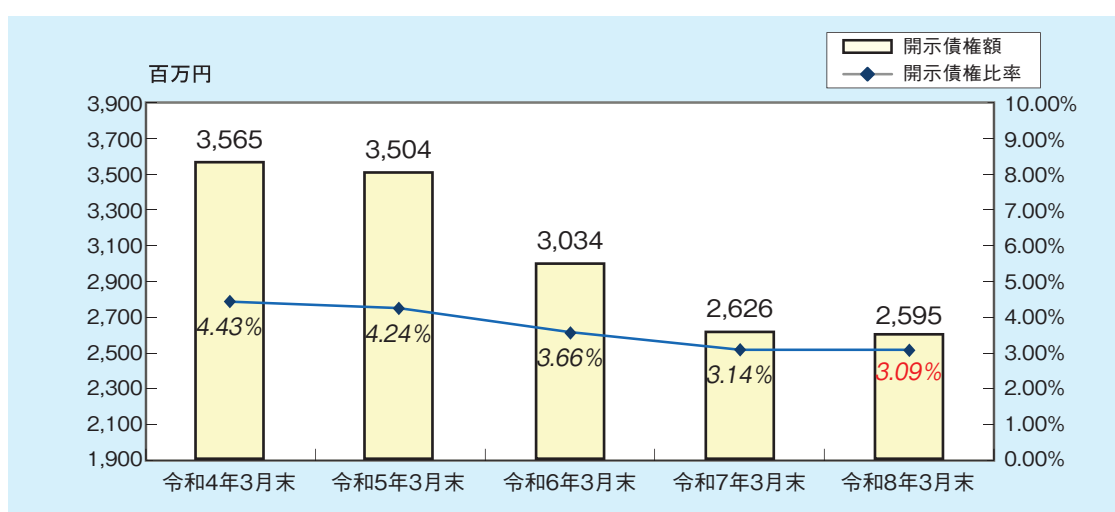
開示債権の発生防止と積極的な整理回収に努め、令和7年3月末比で、開示債権額は31百万円減少し、開示債権比率は0.05ポイント下落して3.09%となりました。

協金法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

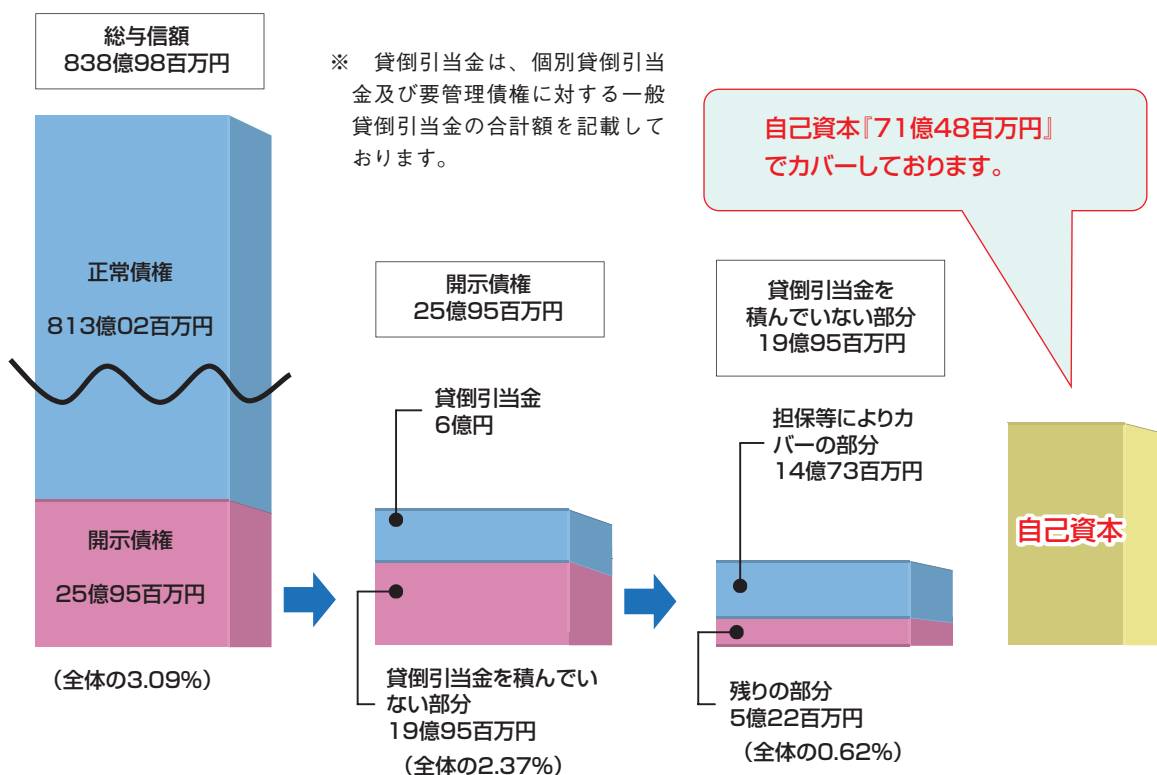
協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正（令和2年1月24日内閣府令第3号）が、令和4年3月31日から施行されたことに伴い、協同組合による金融事業に関する法律の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分に合わせて表示することといたしました。

各開示債権額等につきましては、**63ページ**に掲載しておりますので、ご確認ください。

開示債権額・開示債権比率の推移



令和8年3月末の開示債権の状況



自己資本比率規制第3の柱に基づく開示

自己資本に関する事項

自己資本の構成状況

(単位:百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合理勘定又は会理勘定の額	6,678	6,992
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,426	2,455
うち、利益剰余金の額	4,275	4,568
うち、外部流出予定額	△ 24	△ 30
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	141	188
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	141	188
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	6,819	7,180
コア資本に係る調整項目の額(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	24	20
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	24	20
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	66	12
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—

特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージサービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	90	32
自己資本		
自己資本の額((イ)－(ロ)) (ハ)	6,729	7,148
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	70,117	72,318
資産(オン・バランス)項目	69,396	71,667
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オフ・バランス取引等項目	720	651
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	3,870	4,043
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	73,988	76,362
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)／(ニ))	9.09%	9.36%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

自己資本の充実度の状況

項 目	令和6年度		令和7年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセット、所要自己資本額の合計額	70,117	2,804	72,318	2,892
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	70,117	2,804	72,318	2,892
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	3	0	2	0
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	0	0	0	0
国際開発銀行向け	0	0	0	0
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	42	1	30	1
地方三公社向け	0	0	0	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	7,686	307	8,181	327
法人等向け	14,580	583	14,199	567
中小企業等向け及び個人向け	8,592	343	7,741	309
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—
不動産関連向け	29,032	1,161	30,703	1,228
延滞等向け	1,815	72	1,786	71
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞				
取立未済手形	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	181	7	475	19
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等				
出資等のエクスポージャー				
重要な出資のエクスポージャー				
株式等	4,316	172	5,496	219
上記以外(劣後債権含む)	3,866	154	3,700	148
信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	546	21	574	22
上記以外のエクスポージャー	3,320	133	3,125	125
②証券化エクスポージャー	0	0	0	0
③複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央生産機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ.オペレーショナル・リスク	3,870	154	4,043	161
ハ.単体総所要自己資本額(イ+ロ)	73,988	2,959	76,362	3,054

- (注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く。)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. 当組合では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
5. 当組合は、標準的計測手法かつILMを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算出しております。
6. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

信用リスクに関する事項

信用リスクに関するエクスポージャー及び種類別の期末残高<業種別及び残存期間別>

(単位:百万円)

業種区分 期間区分	信用リスク		エクスポージャー期末残高				3ヵ月以上延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント 及びその他のデリバティ ブ以外のオフ・バラン ス取引		債 券 株 式・投 資 信 託 そ の 他			
	R6年度	R7年度	R6年度	R7年度	R6年度	R7年度	R6年度	R7年度
製 造 業	4,343	4,806	1,444	1,607	2,899	3,198	56	52
農 業 、 林 業	158	150	158	150	—	—	—	0
漁 業	70	67	70	67	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	0	—	0	—	—	—	—	—
建 設 業	6,667	6,179	6,269	5,880	397	298	177	213
電気・ガス・熱供給・水道業	3,569	3,710	2,271	2,209	1,297	1,501	—	41
情 報 通 信 業	646	747	46	46	599	701	—	—
運 輸 業 、 郵 便 業	1,912	2,070	1,712	1,669	200	401	12	56
卸 売 業 、 小 売 業	5,205	4,707	4,106	4,106	1,099	600	237	278
金 融 業 、 保 険 業	27,821	30,399	4,609	4,609	23,212	25,790	—	—
不 動 産 業	23,005	24,067	22,411	23,366	594	700	449	373
物 品 賃 貸 業	172	255	172	255	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	1,348	1,347	1,348	1,347	—	—	—	—
宿 泊 業	623	648	623	648	—	—	—	—
飲 食 業	1,551	1,407	1,551	1,407	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	2,755	2,591	2,753	2,589	2	2	—	—
教 育 、 学 習 支 援 業	107	123	107	123	—	—	—	—
医 療 、 福 祉	1,024	960	1,024	960	—	—	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス	1,878	2,175	1,878	2,175	—	—	533	579
そ の 他 の 産 業	84	75	84	75	—	—	11	11
国・地方公共団体等	13,272	11,916	8,620	8,004	4,651	3,911	—	—
個 人	23,727	24,059	23,727	24,059	—	—	681	647
そ の 他	8,295	7,720	—	—	8,295	7,720	—	—
業 種 別 合 計	128,244	130,187	84,995	85,360	43,248	44,827	2,156	2,253
1 年 以 下	17,225	18,985	5,347	5,640	11,879	13,345		
1 年 超 3 年 以 下	8,511	9,432	6,114	4,943	2,397	4,489		
3 年 超 5 年 以 下	7,944	10,178	4,651	6,961	3,293	3,217		
5 年 超 7 年 以 下	11,057	10,563	7,040	7,068	4,016	3,494		
7 年 超 1 0 年 以 下	12,628	11,061	11,029	9,520	1,599	1,541		
1 0 年 超	58,209	58,292	48,212	48,586	9,997	9,706		
期間の定めのないもの	12,667	11,672	2,602	2,639	10,064	9,033		
残 存 期 間 別 合 計	128,244	130,187	84,995	85,360	43,248	44,827		

(注) 1. 上記の「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には「投資信託・株式」「総合口座」「現金」「債権に準ずる仮払金」等が含まれます。

2. 当組合は、国内の限定されたエリア（香川県下）にて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

●標準的手法が適用されるポートフォリオについて

(1) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

有価証券についてのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、以下の4つの機関を採用しております。

なお、貸出金については、適格格付機関は使用していません。

- ・(株)格付投資情報センター(R&I)
- ・(株)日本格付研究所(JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス社(Moody's)
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・マーケット・サービス社(S&P)

(2) エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

有価証券について、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。なお、貸出金については、適格格付機関は使用していません。

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

項 目		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一 般 貸 倒 引 当 金	令和6年度	76	141	－	76	141
	令和7年度	141	188	－	141	188
個 別 貸 倒 引 当 金	令和6年度	914	663	252	662	663
	令和7年度	663	665	41	621	665
合 計	令和6年度	991	804	252	739	804
	令和7年度	804	853	41	763	853

業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

業 種			個 別 貸 倒 引 当 金								貸出金償却	
			期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高			
			6年度	7年度	6年度	7年度	6年度	7年度	6年度	7年度	6年度	7年度
製 造 業	業		11	10	10	11	11	10	10	11	—	—
農 業、 林 業	業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱 業、採石業、砂利採取業	業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	業		28	34	34	36	28	34	34	36	7	43
電 気・ガ ス・熱 供 給・水 道 業	業		—	—	—	16	—	—	—	16	—	—
情 報 通 信 業	業		2	—	—	—	2	—	—	—	—	—
運 輸 業、 郵 便 業	業		6	4	4	4	6	4	4	4	18	—
卸 売 業、 小 売 業	業		38	38	38	36	38	38	38	36	7	23
金 融 業、 保 険 業	業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	業		140	60	60	63	140	60	60	63	—	0
物 品 賃 貸 業	業		0	0	0	—	0	0	0	—	—	—
学 術 研 究・専 門・技 術 サ ー ビ ス 業	業		89	—	—	—	89	—	—	—	—	—
宿 泊 業	業		340	286	286	285	340	286	286	285	—	—
飲 食 業	業		10	—	—	4	10	—	—	4	—	3
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、 娯 楽 業	業		8	3	3	7	8	3	3	7	—	3
教 育、 学 習 支 援 業	業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療、 福 祉 社			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス			52	3	3	28	52	3	3	28	10	0
そ の 他 の 産 業	業		9	3	3	4	9	3	3	4	—	—
国 ・ 地 方 公 共 団 体 等			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	人		176	216	216	166	176	216	216	166	26	16
合 計	計		914	663	663	665	914	663	663	665	69	91

(注)1.「貸出金償却」には、貸出金の償却のほかに貸出金に準ずる債権の償却額を含んでおります。

2.当組合は、国内の限定されたエリア(香川県下)にて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

リスク・ウェイト区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分	エ ク ス ポ ー ジ ャ ー の 額			
	令 和 6 年 度		令 和 7 年 度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	—	17,420	—	3,610
10%	—	1,816	—	301
20%	3,688	20,672	8,504	199
25%	—	—	—	—
30%	1,901	—	6,009	—
35%	—	806	—	—
40%	—	—	601	—
45%	—	—	—	—
50%	6,008	5,204	5,200	—
60%	—	—	—	—
70%	100	—	600	—
75%	100	8,048	801	—
80%	400	—	1,404	—
85%	—	—	—	—
90%	—	—	—	—
100%	400	8,307	—	—
105%	100	2,432	100	—
110%	—	—	—	—
112.5%	—	—	—	—
125%	—	—	450	—
130%	—	—	—	4,045
150%	200	2,134	200	—
250%	—	0	—	—
自己資本控除	—	—	—	—
合 計	12,901	66,842	23,874	8,156

(注)1.格付は、適格格付機関が付与しているものに限りです。

2.エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3.コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く。)、CVAリスク及び中央清算期間関連エクスポージャーは含まれておりません。

信用リスク削減手法に関する事項

当組合における信用リスク削減手法は「貸出金と当組合預金担保の相殺」のみであり、その場合は開示が求められていないため省略しております。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

項 目	令和6年度	令和7年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式
グロス再構築コストの額	—	—

(単位:百万円)

項 目	担保による信用リスク削減手法の 効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の 効果を勘案した後の与信相当額	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
1. 派 生 商 品 取 引 合 計	0	0	0	0
(1)外国為替関連取引	0	0	0	0
(2)金利関連取引	0	—	0	—
(3)金 関 連 取 引	—	—	—	—
(4)株 式 関 連 取 引	—	—	—	—
(5)貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—
(6)その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
(7)クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
2. 長 期 決 済 期 間 取 引	—	—	—	—
合 計	0	0	0	0

(注) 当組合では資金運用の一環として証券投資信託取引を行っており、その商品の中に派生商品取引が存在しております。

出資等エクスポージャーに関する事項

出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

項 目		売 買 目 的 有 価 証 券		そ の 他 有 価 証 券 で 時 価 の あ る も の				
		貸借対照表 計上額	当期の損益に含 まれた評価差額	取得原価 (償却原価)	貸借対照表 計上額	評価差額		
							うち益	うち損
上 場 株 式	令和6年度	—	—	3,748	3,021	△ 727	6	△ 733
	令和7年度	—	—	3,550	3,199	△ 410	37	△ 447
非 上 場 株 式 等	令和6年度	—	—	745	705	△ 39	6	△ 46
	令和7年度	—	—	749	731	△ 18	16	△ 35
合 計	令和6年度	—	—	4,493	3,726	△ 766	12	△ 779
	令和7年度	—	—	4,300	3,871	△ 428	54	△ 483

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額等

当組合に子会社及び関連会社はありません。

出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

項 目		売 却 額	株式等償却	
			売却益	売却損
出資等エクスポージャー	令和6年度	601	75	37
	令和7年度	566	39	78

金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項 番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		令和7年3月末	令和8年3月末	令和7年3月末	令和8年3月末
1	上方パラレルシフト	2,442	2,086	－	－
2	下方パラレルシフト	0	0	－	－
3	スティープ化	2,371	2,078		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	2,442	2,078	－	－
		ホ		ヘ	
		令和7年3月末		令和8年3月末	
8	自己資本の額	6,729		7,148	

(注1) 金利リスクの算定方法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

自己資本調達手段

項 目	内 容
発行主体	香川県信用組合
資本調達手段	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額 に算入された額	2,455百万円

自己資本関係の用語説明

用 語	解 説
リスク・アセット	リスクを有する資産（貸出金や有価証券など）に対し、リスクの大きさに応じた掛け目を乗じ、再評価した資産の額です。
エクスポージャー	リスクに晒されている資産のことを指しており、具体的には貸出金などの与信取引と、有価証券などの投資資産が該当します。
オペレーショナル・リスク	業務上において不適切な処理等で発生する事象により損失を受けるリスクのことです。具体的には、不適切な事務処理により生じる事務リスク、システムリスク、風説の流布や誹謗中傷などにより企業イメージを毀損する風評リスク、裁判等により賠償責任を負うなどの法務リスク、その他人材の流出や事故などにより人材を逸失する人的リスクなどが含まれます。

信用リスク関係の用語説明

用 語	解 説
信用リスク	取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当組合が損失を受けるリスクのことです。
リスク・ウェイト	債券の危険度を表す指標のことで、自己資本比率規制において総資産を算出する際に、保有資産ごとに分類して用いることです。
信用リスク削減手法	金融機関が抱えている信用リスクを軽減するための措置のことを言い、具体的には預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。信用リスク削減手法としては、告示に定める適格金融資産担保（現金、自組合預金、国債等）、同保証（国、地方公共団体等）、自組合預金と貸出金の相殺等をいいます。

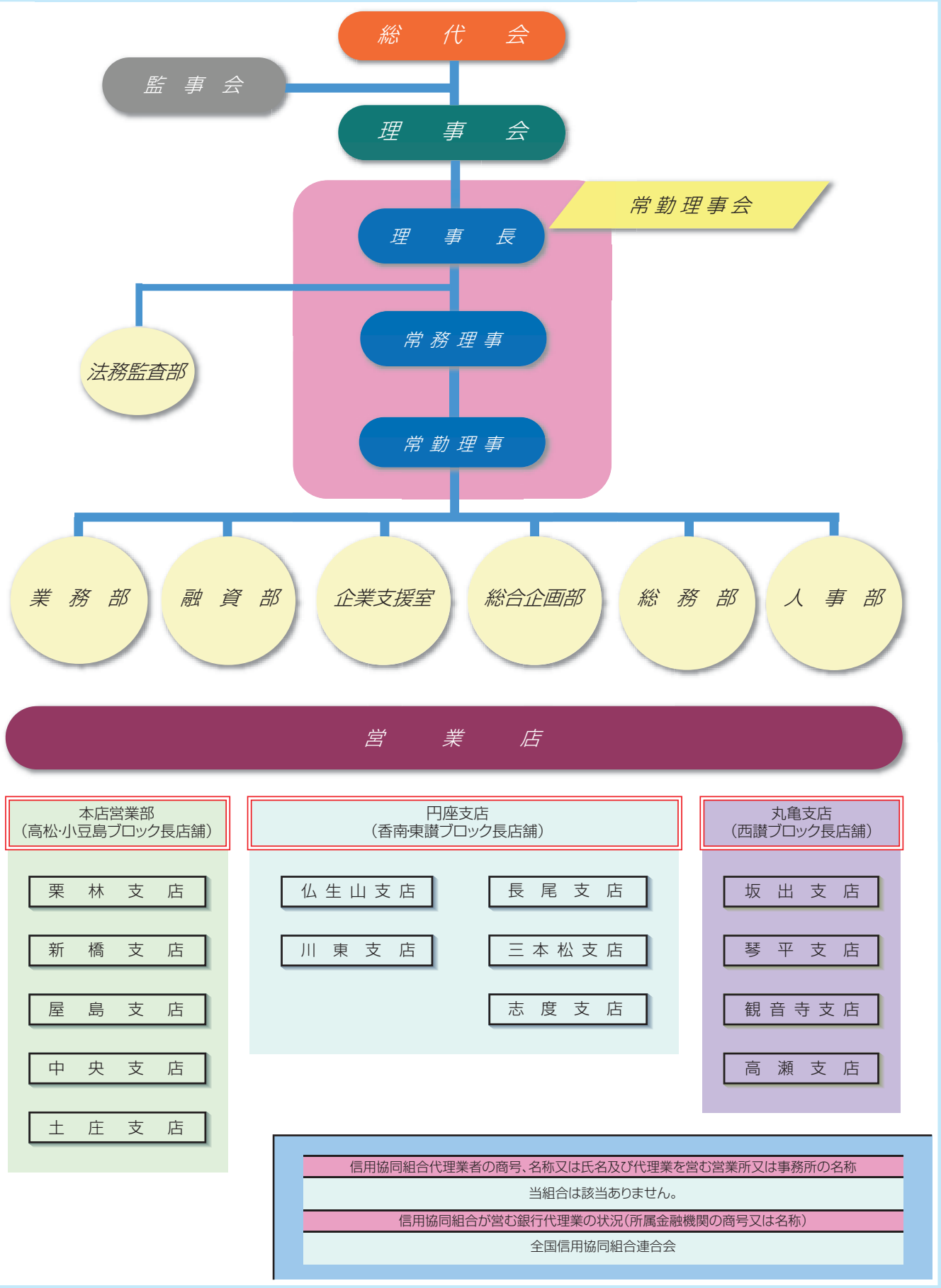
派生商品取引関係の用語説明

用 語	解 説
市場リスク	金利・為替・株式などの相場が変動することにより、金融商品の時価が変動し、損失を受けるリスクです。
派生商品取引 （デリバティブ取引）	有価証券や通貨、金といった金融資産（原資産）の取引から派生し、原資産の現物価格によってその価格が決定される商品を指します。 具体例としては、先物、先渡し、スワップ、オプション等が挙げられます。
カレント・エクスポージャー	派生商品取引の取引先の倒産時における損失予想額を算出する方式です。契約時から現在までのマーケット変動等を考慮して、現在と同等のデリバティブ契約を再構築するのに必要なコスト金額と、そのコスト金額の将来変動見込額を合算したものを損失予想額としています。
クレジット・デリバティブ	債権や債券の信用リスクを、スワップやオプションの形にした金融商品のことで、もともと信用リスクをヘッジ（回避・低減）する目的で開発されたものであり、債務者である会社の信用力を指標にして将来に受け渡す損益を決めます。従来のデリバティブでは金融商品などの価格変動を対象にしていますが、クレジット・デリバティブは信用リスクを対象にしています。

当組合の組織・監査の状況

組 織 図

(令和8年7月1日現在)



役員一覧

(令和8年7月1日現在)

● 理事長 (代表理事)	右 川 俊 二	● 理 事 (非常勤)	雑 賀 修 二
● 常 務 理 事 (代表理事)	大 山 育 律	● 理 事 (非常勤)	国 東 照 生
● 常 勤 理 事	辰 亥 和 利	● 理 事 (非常勤)	石 田 敬 二
● 常 勤 理 事	横 山 幸 弘	● 常 勤 監 事	亀 井 健 治
● 常 勤 理 事	小 野 文 洋	● 監 事 (非常勤・員外)	岡 興 司
● 常 勤 理 事	多 田 大 貴		

(注) 当組合は、職員出身者以外の理事2名の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多角的な反映に努めております。

会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人(令和8年7月1日現在)

法定監査の状況

当組合は、『EY新日本有限責任監査法人』と監査契約を締結し、通常総代会に提出される「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」について会計監査を受けております。

また、当組合監事による監査も受けております。

財務諸表の正確性について

平成17年10月7日付金融庁監督局からの要請により、平成18年3月期以降の決算期に係るディスクロージャー誌から、当組合代表理事が「直近の事業年度における財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認している旨」を記載することが求められております。よって、当組合代表理事が上記全てのプロセスを確認したので、下記のとおりご報告いたします。

私は、当組合の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第74期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和8年6月25日

香川県信用組合

理事長 右 川 俊 二

総代・総代会の状況

総代及び総代会関連事項の情報開示

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組織の金融機関です。また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権および選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。しかし、当組合は、組合員が大変多く、総会の開催が困難なため、中小企業等協同組合法および定款の定めるところにより「総代会」を設置しています。

総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議、決議が行われます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っています。

定款(抜粋)

第4章 総会及び総代会

第25条（総会の招集）

1. この組合の通常総会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に招集する。
2. 臨時総会は、必要があるときは何時でも招集することができる。

第26条（総会招集の手続）

理事（法令の定めにより組合員が総会を招集する場合にあっては、当該組合員）が総会を招集しようとするときは、会日の10日前までに、各組合員に、会議の目的である事項、日時及び場所その他法令で定める事項を記載した書面を発送しなければならない。

第27条（総会の議事）

1. 総会は、組合員の半数以上が出席しなければ議事を開き議決することができない。この場合、第9条の規定により書面または代理人をもって議決権を行う者は、これを出席者とみなす。
2. 総会の議事は、出席した組合員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
3. 議長は、総会において総会に出席した組合員の中から組合員が選任する。
4. 議長は、第2項の場合を除いて組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。
5. 総会においては、前条の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、次条に規定する事項を除いて緊急の必要があると総会が議決した事項については、この限りでない。
6. 規約等の変更については、当該規約等の関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限り。）に伴う規定の整理の場合には、総会の決議を要しない。なお、本項による規約等の変更を行った場合には、その旨をこの組合の事務所の店頭に掲示し、周知しなければならない。
7. 総会の議事録は、議長及び出席した理事が作成し、これに記名、捺印して保管する。
8. 議事録には少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 開会及び閉会の日時並びに場所
 - (2) 組合員数及び出席者数（本人出席、代理人出席、書面出席別）
 - (3) 議事の経過の要領並びに結果

第28条（特別議決）

次の事項は、組合員の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 定款の変更
- (2) 組合の解散または合併
- (3) 組合員の除名
- (4) 事業の全部の譲渡

第29条（総代会）

1. この組合に、総会に代わるべき総代会を設ける。
2. 総代会は、組合員のうちから選挙された総代でこれを組織する。
3. 総代会は総会に代わり、総会の事項を行う。ただし、総代の選挙をすることができない。
4. 総代会については、総会に関する規定を準用する。この場合、第9条第1項中「その組合員の親族もしくは使用人または他の組合員」とあるのは「他の組合員」と、同条第2項中「5人」とあるのは「2人」と読み替える。

第30条（総代）

1. 総代は、総代選挙規程の定めるところにより、組合員のうちから公平に選挙する。
2. 総代の定数は、100人以上130人以内とする。
3. 総代の任期は、3年とする。
4. 第24条第2項の規定は総代について準用する。

総代選挙規程(抜粋)

第1条（総代の定義）

この規程において総代とは、この規定に定める各地区に属する組合員のうち、その地区に属する組合員によって選出され、この組合の定款第29条による総代会を構成し、総会に代わり総会の事項（この組合の定款第29条第3項ただし書きの場合を除く。）を行うものとする。

第2条（総代の定数）

総代の定数は100人以上130人以内とし、各地区において選挙すべき総代の数は別表の定めによる。

第9条（選挙の方法）

- ① 選挙は投票によって行なう。
- ② 投票は各地区につき、一人一票とし、地区定員の範囲内において連記制を取る。

《総代選挙規程 第2条 地区総代定数別表》

地 区 名	総 代 定 数
高 松 地 区	50以内
香 南 地 区	20以内
東 讃 地 区	20以内
西 讃 地 区	30以内
小 豆 島 地 区	10以内
地 区 合 計	130以内

第74回通常総代会

第74回通常総代会は、令和8年6月25日午前11時より、当組合本店で開催されました。当日は総代116名のうち、出席107名(うち、委任状による代理出席52名)のもと、全議案が可決・承認されました。



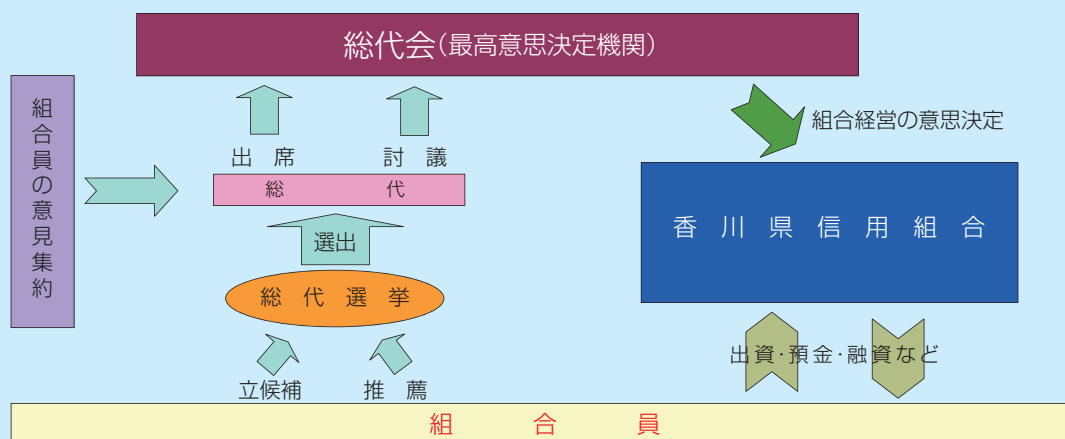
【議 事】

報告事項 第74期(令和7年4月1日～令和8年3月31日)貸借対照表および損益計算書並びに事業報告の件

議決事項

第1号議案 第74期 剰余金処分案承認の件
 第2号議案 第75期(令和8年4月1日～令和9年3月31日)事業計画案および収支予算案承認の件
 第3号議案 組合員法定脱退承認の件
 第4号議案 任期満了に伴う理事および監事改選の件
 第5号議案 退任役員に対する慰労金贈呈の件

総代・総代会の仕組み



総代の選挙区・定数・総代氏名

(令和8年3月31日現在)

地 区	店 名	総 代 氏 名
高松地区 (50)	本店営業部	国東 照正○、高松食肉事業協同組合○、富士観光開発(株)○、丸富士産業(株)○、(株)ベルモニー○、 (株)正芳商会○、四国石油(株)○、新生木工(株)○、国東 照生○、下笠居運輸(株)○、(株)瀬戸内海放送○、 石橋 利行○、西原 明美⑨、漆原 勝弘⑦、大場 恒則⑦、亀田 豊⑦、(株)クラルテ⑦、 (株)中央印刷⑦、若宮 久敏⑦、(有)力ギ商⑥、(株)創裕⑤、池田 寿美子④、磯部 宗直②
	栗林支店	大山 功⑨、千田 善博⑤、(株)日進堂⑤、四国オフィスオートメーションシステム(株)③、(株)西岡汽船③、 山下 喜功③、丸土設備(有)①
	新橋支店	穴吹興産(株)○、(株)新日本清掃○、三野 善規⑨、藤田 航並④、泉 丈二③、(有)陣屋①
	屋島支店	(株)瀬戸内コムテック○、(株)クラヤマ産業⑤、永原 務③、谷川 千春③、(株)ロジック③、(有)住まいる工房②
	中央支店	安西 芳朗⑨、新和開発(株)⑤、アレックスリビング(株)③、横井 秀幸②
香南地区 (20)	仏生山支店	(有)高砂屋○、(株)神崎屋○、小比賀 二郎⑦、岡田 賢四郎③、岡 昌秀②
	円座支店	谷本 清○、久間 佳史○、三笠 輝彦⑦、松井 聡④、黒川 志伸③、佐藤 敏和③、古川 修③、 土居 宏治②
	川東支店	柘植 司郎○、(有)きねや製パン工場○、(株)藤田商店①、黒川 哲也⑧、(株)中野建設興業⑦、 立石 和宏③、富田 英雄③
東讃地区 (20)	長尾支店	(有)安部輪三業○、(有)三木学園○、廣瀬 潤二○、安部 幸一⑨、南 篤⑨、松原 壯典③
	三本松支店	猪熊 兼年○、(株)山西組⑨、(有)吉本食品⑨、大藪 雅史③、田中 健太③
	志度支店	宮本 英一○、白井 委秀⑨、三谷 秀光⑥、池田 幸子③、土肥 賢悟③
西讃地区 (30)	坂出支店	(有)日本中販⑧、(株)坂出葬儀社⑦、富田 章司①、松山 直人④
	丸亀支店	生田 幸司⑧、横田 龍男⑦、山内 義徳⑥、(有)アーク⑤、岸本 浩三③、近兼 大介③、 山地 達也③、山崎 智博①
	琴平支店	(株)西讃富士○、(有)吉野タクシー⑥、箸方 俊昭⑤、今田 誠司④、森 清行④、高野 昌代③
	観音寺支店	田代 幸男○、(株)中村石油⑨、(有)カトウ商会①、(株)三創①
	高瀬支店	瀬戸運輸(株)○、高瀬協同運輸(株)○、松下 久雄⑦、浦野 直子③
小豆島地区 (10)	土庄支店	高橋 俊二○、(有)谷口運送○、濱本 勇○、上谷 勉治⑧、三枝 邦彦⑦、内海石油(有)⑥、 上原 達也③、平井 寛章③

(注)各店の総代氏名は、順不同で記載しております。

総代定数は各地区名の()付き数字で、就任回数は総代氏名末尾の○付き数字で記載しております。

なお、就任回数が10回以上となる場合は◎で表示しております。

総代の属性別構成比

【職業別】

個 人 : 9.48%

個 人 事 業 主 : 17.24%

法人・団体役員 : 31.90%

法 人 : 41.38%

(注)小数点第3位以下を四捨五入して表示しております。

業務のご案内

主要な事業の内容

A. 預金業務	(イ) 預 金	当座預金、普通預金、無利息型普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金（スーパー定期・大口定期・期日指定定期）、定期積金、納税準備預金を取り扱っております。
	(ロ) 譲渡性預金	譲渡可能な定期預金を取り扱っております。
B. 貸出業務	(イ) 貸 付	手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っております。
	(ロ) 手形の割引	商業手形の割引を取扱っております。
C. 商品有価証券売買業務		取扱っておりません。
D. 有価証券投資業務		預金の支払準備及び資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。
E. 内国為替業務		振込及び代金取立等を取り扱っております。
F. 外国為替業務		取扱っておりません。
G. 社債受託及び登録業務		取扱っておりません。
H. 金融先物取引等の受託等業務		取扱っておりません。
I. 付帯業務	(イ) 債務の保証業務	
	(ロ) 個人向け国債の募集の取扱業務	
	(ハ) 代理業務	(a) 全国信用協同組合連合会、(株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫、独立行政法人住宅金融支援機構等の代理貸付業務 (b) 独立行政法人勤労者退職金共済機構等の代理店業務 (c) 日本銀行の歳入復代理店業務 (d) 信託契約代理業務
	(ニ) 地方公共団体の公金取扱業務	
	(ホ) 株式払込金の受入代理業務	
	(ヘ) 長期火災保険の窓口販売業務	
	(ト) 401K(確定拠出年金)、自動車保険及び自転車保険の取次業務	
	(チ) 貸金庫業務	
	(リ) 電子債権記録業に係る業務	

業務のご案内

手数料一覧 ※手数料には消費税を含んでいます。

(令和8年7月1日現在)

振込手数料				
窓 口	当組合 (総合振込含む)	自店宛	金額5万円未満	330円
			金額5万円以上	550円
		他店宛	金額5万円未満	330円
			金額5万円以上	550円
	給与・ 賞与 振込	当組合 本支店	金額5万円未満	無 料
			金額5万円以上	無 料
		他店宛	金額5万円未満	440円
			金額5万円以上	440円
	他行宛	電信扱	金額5万円未満	605円
			金額5万円以上	770円
A T M	当組合 カード 使 用	当組合 本支店	金額5万円未満	無 料
			金額5万円以上	無 料
		他行宛	金額5万円未満	330円
			金額5万円以上	440円
	現金扱	当組合 本支店	金額5万円未満	110円
			金額5万円以上	330円
		他行宛	金額5万円未満	440円
			金額5万円以上	660円
	他 行 カード 使 用	当組合 本支店	金額5万円未満	110円
			金額5万円以上	220円
		他行宛	金額5万円未満	330円
			金額5万円以上	440円
個人用IB(イン ターネット バンキング)	当組合 本支店	金額5万円未満	無 料	
		金額5万円以上	無 料	
		他行宛	金額5万円未満	275円
			金額5万円以上	330円
法 人 用 IB	振込 振替 総合	当組合 本支店	金額5万円未満	無 料
			金額5万円以上	無 料
		他行宛	金額5万円未満	330円
			金額5万円以上	440円
	給与／ 賞与	当組合 本支店	金額5万円未満	無 料
			金額5万円以上	無 料
		他行宛	金額5万円未満	220円
			金額5万円以上	220円

為替関係手数料			組 合 員	非組 合 員
代金 取立	電子交換		440円	660円
	個別取立		1,100円	
	割引手形・担保商業手形		440円	
	不渡手形返却料		1件につき	660円
そ の 他	取立手形組戻料		1件につき	660円
	取立手形店頭呈送料		1件につき	660円
	送金・振込組戻料		1件につき	660円

預金関係手数料			
発行 手 数 料	破産管財人口座開設	1口座当たり	11,000円
	相続財産清算人口座開設	1口座当たり	11,000円
	ICキャッシュカード(新規発行時及び更新時)		無 料
	法人ICキャッシュカード(新規発行時及び更新時)		1,100円
	ICローンカード(新規発行時及び更新時)		無 料
再 発行	各種預金通帳	1冊	1,100円
	C D ・ ロ ー ン カ ー ド	1枚	1,100円

A T M 手 数 料		当組合カード	提携金融 機関カード
平日18時まで／土曜日14時まで		無料	110円
平日18時以降／土曜日14時以降		110円	220円
日曜日・祝日		110円	220円

インターネットバンキング・基本手数料			
月 額	個人向けインターネットバンキング		無 料
	法人・事業者向け ビジネスバンキング	データ伝送なし	1,100円
		データ伝送あり	3,300円

※ 本ページに掲載していない手数料もございます。
※ 各種手数料に関するご不明点やご質問につきましては、
担当者または営業店窓口へお問い合わせください。

その他業務関係手数料		組 合 員	非組 合 員
各種証明書 発行手数料	残 高 証 明 書	1通	550円
	相続仮払い証明書	1通	1,100円
	相続時残高証明書	1通	1,100円
	融 資 証 明 書	1通	11,000円
取引履歴明細	利息支払証明書	1通	330円
	5年以内	1通	880円+(1枚22円×合計枚数)
加算手数料	5年超～20年以内	1通	440円×月数
住宅ローン年末残高証明書再発行手数料	1通	330円	
自己宛小切手発行手数料	1通	550円	
株式払込金保管手数料		3,300円	
国債口座管理手数料	1口座 年間	無 料	1,320円
出資証券再発行手数料	証 券 1枚	1,100円	
全自動 貸金庫	年間 使用料	大(100×260×350)	13,200円
		小(60×260×350)	11,000円
	再発行	鍵紛失・毀損	22,000円
		カード紛失・再発行	4,400円
無精査集金 手数料	訪問手数料	1回	1,100円
	入金袋回収手数料	1個	220円
両 替 金種指定 硬貨整理 手数料 (紙幣・硬貨 合計枚数)	1枚 ～ 100枚		無 料
	101枚 ～ 300枚		220円
	301枚 ～ 500枚		330円
	501枚 ～ 1,000枚		440円
	1,001枚 ～ 2,000枚		880円
	以降1,000枚毎に		440円を加算

融 資 関 係 手 数 料			
住宅ローン新規実行	取扱手数料	融資金額×2.2% (最低手数料110,000円)	
住宅ローン担保調査	担保調査手数料	55,000円	
金利選択型住宅ローン再固定金利選択手数料		11,000円	
不動産担保 調査手数料	新規設定 極度増額	設定額1千万円未満	11,000円
		設定額5千万円未満	33,000円
		設定額1億円未満	55,000円
		設定額1億円以上	110,000円
	追加・順位変更・債務者変更・ 担保譲渡・担保差替等 1登記につき		11,000円
	抵 当 権 抹 消		11,000円
動産担保 取扱手数料	根抵当権解除(一部解除含む)		11,000円
	動産担保設定	近隣地区	55,000円
		遠隔地	110,000円
	動 産 担 保 抹 消		11,000円
条件変更 取扱手数料	証書貸付返済方法変更 1件につき ※保証協会保証付融資の場合は無料		11,000円
	証書貸付繰上(一部・全部)返済 1件につき ※但し、別途「繰上げ返済に関する特約書」 を締結している場合は、その定めによる。		11,000円
	その他金利見直し等 1件につき		33,000円
	消費者 ローン		取 扱 手 数 料 2,000円 (注1)
消費性融資	全 額 繰 上 完 済		無 料
	取 扱 手 数 料		融資金額×2.2%以内
	事業資金	収益物件の新築・改装・購入資金	融資金額×2.2%以内
		事業用の設備資金	
		不動産分譲等プロジェクト資金 創業・経営(本業)・資金繰り支援等	

付 随 業 務 手 数 料			
事務 手数料	全国保証保証付住宅ローン		55,000円
	抵当ファン デックス保証	消費性資金型	110,000円
	けんしん不動産 担保ローン	事業性 資金型	資金使途が不動産関連以外 110,000円
		資金型	資金使途が不動産関連 融資金額×1.1%

(注1) 消費者ローン1件当たり、実行金額10万円以上が対象です。

でんさいネットサービス手数料				
発 生 記 録	330円	口 座 間 決 済	無 料	
譲 渡 記 録	330円	変更記録(書面請求)	2,200円	
分割譲渡記録	330円	特例開示(書面請求)	4,400円	
保 証 記 録	330円	支 払 不 能 照 会	660円	
支 払 等 記 録	330円	口座間送金決済中止・組戻	660円	
各 記 録 承 諾	無 料	残高証明書発行手数料	4,400円	
各 記 録 取 消	330円	記 録 の 訂 正 ・ 回 復	2,200円	

当組合のローンのご案内

個人向けローン		内 容	融資条件等
職域提携企業向けフリーローン		資金使途に関係なく(事業性資金は除く)必要な資金をご融資するローン	・当組合と職域提携を締結した企業の常勤役職員、嘱託社員、パート社員の方で、勤続1年以上の方 ・ご融資金額最高1,000万円以下 ・ご融資期間最長15年以内 ・借入申込時の年齢が満20歳以上完済時81歳未満
職域提携企業向け目的ローン		資金使途が明確なもの及び他金融機関の目的系ローンの借換資金をご融資するローン	・当組合と職域提携を締結した企業の常勤役職員、嘱託職員、パート職員の方で、勤続1年以上の方 ・ご融資金額最高1,000万円以下 ・ご融資期間最長10年以内 ・借入申込時の年齢が満20歳以上完済時76歳未満
住宅ローン		ご自宅の購入、新築、増改築、修繕等に必要資金をご融資するローン	・ご融資金額最高1億円以下 ・ご融資期間最長50年以内 ・借入申込時の年齢が満20歳以上65歳未満
多 目 的	リフォームローン	ご自宅(店舗を除く)の改築・改装及び家屋解体、住宅ローンの借換に必要な資金、住宅購入に伴う諸費用及び関連資金の一部をご融資するローン	・ご融資金額最高2,000万円以下 ・ご融資期間最長15年以内 ・借入申込時の年齢が満18歳以上完済時81歳未満
	マイカーローン	自家用車購入、修理等(事業性資金は除く)、船舶購入に必要な資金をご融資するローン	・ご融資金額最高2,000万円以下 ・ご融資期間最長15年以内 ・借入申込時の年齢が満18歳以上完済時81歳未満
	教育ローン	受験に係る費用、入学金・授業料等、在学中に係る費用をご融資するローン	・ご融資金額最高2,000万円以下 ・ご融資期間最長15年以内 ・借入申込時の年齢が満18歳以上完済時81歳未満
教育ローン (極度型奨学ローンチャンス)		受験に係る費用、入学金・授業料等、在学中に係る費用をご融資するローン	・ご融資極度額最高500万円以下 ・ご入学予定月9ヵ月前から借入可能 ・借入申込時の年齢が満20歳以上完済時76歳未満
フリーローン (チョイス)		資金使途に関係なく必要な資金をご融資するローン	・ご融資金額最高1,000万円以下 ・ご融資期間最長15年以内 ・借入申込時の年齢が満20歳以上完済時81歳未満
フリーローン (べんりくん)		資金使途に関係なく(事業性資金は除く)必要な資金をご融資するローン	・ご融資金額最高300万円以下 ・ご融資期間最長7年以内 ・借入申込時の年齢が満20歳以上75歳以下
あんしんくん フリーローン		資金使途に関係なく必要な資金をご融資するローン	・ご融資金額最高500万円以下 ・ご融資期間最長10年以内 ・借入申込時の年齢が満20歳以上完済時81歳未満
まんでがんサポート		資金使途に関係なく必要な資金をご融資するローン	・ご融資金額最高1,000万円以下 ・ご融資期間最長10年以内 ・借入申込時の年齢が満20歳以上完済時81歳未満
創生ローン		資金使途に関係なく(事業性資金は除く)必要な資金をご融資するローン	・ご融資金額最高500万円以下 ・ご融資期間最長7年以内 ・借入申込時の年齢が満20歳以上65歳未満
カードローン (ぼけっとカード)		極度額を設定し、その範囲内で資金使途に関係なく当座貸越の方法で繰り返し利用できるローン	・ご融資金額最高100万円以下 ・借入申込時の年齢が満20歳以上65歳以下
カードローン (エースカード)		極度額を設定し、その範囲内で資金使途に関係なく当座貸越の方法で繰り返し利用できるローン	・ご融資金額最高300万円以下 ・借入申込時の年齢が満20歳以上65歳以下
随時返済型ローン (すま〜と)		普通預金(総合口座を含む)にカードローン機能を付帯し、設定した極度額の範囲内で、キャッシュカードにより預金残高を超える支払ができるローン	・ご融資金額最高100万円以下 ・借入申込時の年齢が満20歳以上70歳以下

当組合のローンのご案内

事業者向けローン	内 容	融資条件等
一般のご融資	事業に必要な設備・運転資金等	必要に応じて融資条件等を付させていただきます。
けんしん ビジネスローン	- 固定金利型、証書貸付 - 原則として担保を要しない事業性資金（代表者1名の連帯保証のみ必要）	- ご融資限度額5,000万円まで（詳しくは窓口へお問い合わせください。） - ご融資期間最長5年以内 - お客さまの財務内容によって、貸出金利を優遇させていただきます。
けんしん ビジネスサポート	- 固定金利型、手形貸付及び証書貸付 - 原則として担保を要しない運転資金 - 連帯保証人 原則1名	- ご融資限度額500万円まで（詳しくは窓口へお問い合わせください。） - ご融資期間 手形貸付:最長2年以内 証書貸付:最長7年以内
小規模企業応援 ローン	- 固定金利型、証書貸付 - 設備資金、運転資金 - 中小企業・小規模企業（法人・個人）、新規創業または第二創業を行おうとする者（創業後1年未満の者含む）で当組合事業性融資新規先 - 連帯保証人 原則1名	- ご融資限度額500万円まで（詳しくは窓口へお問い合わせください。） - ご融資期間最長7年以内
商工会アシスト保証制度	事業資金、開業資金	- 保証会社と業務提携契約を締結した商工会（商工会議所）のあっせんが受けられる方 - ご融資限度額500万円まで - ご融資期間最長10年以内
あんしんくん ビジネスローン	- 固定金利型、証書貸付 - 事業資金 - 個人事業主	- ご融資金額最高500万円まで - ご融資期間最長10年以内 - 借入申込時の年齢が満20歳以上で完済時満81歳未満
けんしん クリエートカード	- 固定金利型、当座貸越方式 - 極度額の範囲内で事業性資金を繰り返し利用可 - 法人の代表者、個人事業主等（保証人不要）	- ご融資金額最高500万円まで - 残高に応じて返済額が増減する残高スライド方式 - 借入申込時の年齢が満20歳以上70歳以下

制度融資のご案内

制度の名称	制度の概要	融資条件等
<新規創業支援> 新規創業融資	県内で新たに事業を始めるための設備・運転資金	県内で新たに事業を開始しようとする者（開始して1年未満の者を含む）
<経営革新支援> 経営活性化支援融資	経営の効率化、安定化のために必要な設備資金	県内で6か月以上引き続いて同一の事業を営む中小企業者または組合
<経営安定支援> 経営安定融資	経営の合理化のための設備・運転資金	県内で6か月以上引き続いて同一の事業を営む中小企業者または組合
<経営安定支援> 経済変動対策融資	経営の改善、安定化を図るために必要な運転資金	県内で1年以上引き続いて同一の事業を営む中小企業者または組合で、売上が一定割合以上減少するなど、経営の安定に支障が生じている者
<経営安定支援> 協調支援型 特別保証融資	経営の安定に必要な設備・運転資金	県内に事業所を有し、以下の要件のいずれかに該当する中小事業者 (1) 申込金融機関から本制度による保証付融資の実行と原則同時に本保証付融資額の1割以上のプロパー融資を受けるもの (2) 申込金融機関の支援を受けつつ、自らの経営行動計画書の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を受けるもの
<子育て支援> 子育て応援企業 支援融資	従業員の子育て支援に取組む企業の事業に必要な設備・運転資金（子育て支援以外の用途にも利用可能）	県内に事業所を有し、6か月以上引き続いて同一事業を営む中小企業者又は組合であって、以下の要件のいずれかに該当するもの (1) 香川県から、子育て行動計画策定企業認証マークを取得したもの (2) 国から、プラチナくるみん認定・くるみん認定・トライくるみん認定のいずれかの認定を受けたもの

(注) 上記以外にも取扱いしております。詳しくは窓口へお問い合わせください。

“けんしん”の内部管理態勢

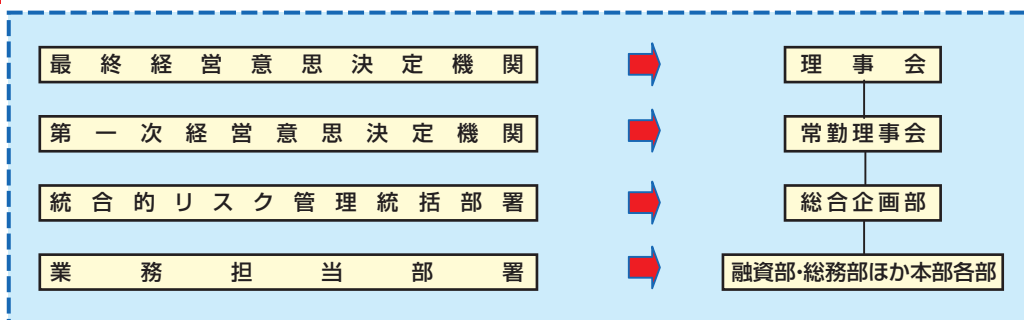
統合的リスク管理態勢（多様化・複雑化するリスクに備えて）

金融機関は、お客さまからお預りした資金を企業や個人の方に対して提供し、また流動性の確保のための有価証券投資を行う等により、資金を循環させるという基本機能を果たしています。しかしながら、貸付や有価証券投資には、融資したお金が戻ってこないという信用リスクや、投資した有価証券の価格が下がってしまうといった市場リスク等の諸リスクが伴っており、こうしたリスクを経営体力の範囲内に収める管理態勢の構築が、経営の健全性に対するお客さまの信頼につながるものと考えています。

統合的リスク管理の基本方針

自己資本比率の算定に含まれないリスク（与信集中リスク、銀行勘定の金利リスク等）も含めて、それぞれのリスク・カテゴリーごと（信用リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク等）に評価したリスクを総体的に捉え、当組合の経営体力（自己資本）と比較・対照することにより適切なリスクコントロールを行ってまいります。

統合的リスク管理の組織態勢



管理対象のリスク

各種リスク管理の状況		
信用リスク	信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少あるいは消滅し、当組合が損失を被るリスクのことであり、当組合では個社別・グループ別・大口与信先別・特定業種別等にそれぞれ与信限度額を設定のうえ、与信集中リスクの是正に努めるとともに、リスクの計量化により与信ポートフォリオから発生する予想損失額を定期的に把握することで、過大なリスクテイクを回避し、資産の健全性の維持に努めております。	
市場リスク	市場リスクとは、金利、有価証券の価格、為替等のさまざまな市場のリスクファクターの変動により、組合が保有する資産（オフバランス資産を含む）の価値が変動し損失を被るリスクであり、当組合では、平成20年度に経験した世界的な金融危機を踏まえ、自己資本の範囲内でリスクの上限額を設定し、資産・負債全体の市場リスク量が上限額を超過しないよう、厳正なモニタリングを実施するなどリスク量の適切なコントロールに努めております。	
流動性リスク	流動性リスクとは、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）及び予期せぬ資金の流失等により必要な資金が確保できなくなり資金繰りがつかなくなる場合や通常よりも著しく高い金利での資金調度を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）のことであり、当組合では、日々の資金繰りや予期せぬ資金需要に対応できるよう、資金繰りに係るリスク管理指標とそのガイドラインを設定し、適正な流動性水準の維持・管理に努めております。	
オペレーショナルリスク	事務リスク	事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより当組合が損失を被るリスクのことであり、当組合では、正確かつ迅速な事務処理が信用の原点であるとの認識の下、コンプライアンスの徹底を図り、役職員の事務リスクに対する意識の高揚と事務の正確性の確保に努めるとともに、各業務担当部署が実施する臨店事務指導や事務ミス発生状況の実態把握を通じて、事務処理水準の向上や事務ミス防止の徹底に努めております。
	システムリスク	システムリスクとは、コンピュータシステムの障害または誤作動、システムの不備、不正利用等により当組合が損失を被るリスクのことであり、当組合は、信用組合共同センターに加盟していますが、コンピュータシステムの安全稼働を確保するため、セキュリティポリシーに基づいた各種対策を実施するとともに、障害が発生した場合の影響の極小化と早期復旧を図るため、情報資産に関する管理態勢の整備、セキュリティシステムの構築などその態勢整備に取り組んでおります。
	その他リスク	その他リスクとは、オペレーショナルリスクのうち事務リスク及びシステムリスクを除いたリスクのことで、法務リスク・風評リスク・人的リスクなどをいいます。当組合ではコンプライアンス態勢の維持・改善を図りながら、これらのリスクを適切に管理しております。

危機管理態勢

当組合は、社会的責任と公共的使命を担っている金融機関として、危機管理を経営の最重要課題と位置づけ、非常事態発生場合には、第一にお客さまと職員の生命を守ることとし、次いで業務態勢を確保することにより広くお客さまの期待に応えることを基本方針に定め、当組合に想定されるリスクのうち、特に業務の継続に関して多大な影響があり、且つ緊急の対応を要する危機が発生した場合は、速やかに弾力的、有効適切な対応が図れるよう、その態勢整備に取り組んでおります。

法令等遵守（コンプライアンス）の態勢

基本方針

信用組合の社会的責任と公共的使命は、経営の自己責任原則に基づく健全経営に徹し、地域社会の中小企業や個人の皆さまに正確・迅速な質の高い金融サービスを提供し、地域社会の安定的な発展・繁栄に貢献することにあります。

“けんしん”では、その社会的責任と公共的使命を達成させるべく、役職員の指針として「基本方針」と「倫理規程」を制定しています。このコンプライアンス・マインドを醸成するため、コンプライアンス・プログラムに基づいて各種規程を作成し、研修・勉強会を開催してその浸透を図ることにより、社会規範に反することのないよう常に誠実かつ公正な業務運営を遂行しております。

次の表は信用組合の法令遵守項目の主要なものです。当組合は関係法令等を遵守した経営を行っております。

（令和8年3月31日現在）

項目	基準法令	基準	当組合の状況
自己資本比率	協金法	4%以上	9.36%
員外預金比率	中企法	20%以内	14.67%
員外貸出金比率	中企法	20%以内	11.82%
大口信用供与	協金法	単体自己資本額の25%以内	全て限度内

コンプライアンス態勢

当組合におけるコンプライアンスは、法務監査部が統括しており、コンプライアンスに関係する事項の一元的な管理を行っております。また、各店舗にはコンプライアンスを実践・浸透させるためにコンプライアンス担当者を配置し、コンプライアンスチェックリストによるコンプライアンス状況のチェックやコンプライアンス研修を実施するなど、コンプライアンスの浸透に努めております。

内部通報制度について

当組合では、内部通報受付・相談窓口を設置しております。また、内部通報者を保護するために『内部通報者保護規程』を制定し、自浄作用（不正行為の早期発見と是正）によってコンプライアンス態勢を強化しております。

取引等の適切性確保への取組み（優越的地位の濫用防止）について

お客さまとの取引の信頼性を確保するために、独占禁止法上の不公正取引となる『優越的地位の濫用』と誤認されないよう、また、『適合性の原則』に沿った適切な金融取引、金融商品等の販売に努めております。当組合からお勧めした金融商品等のご契約が、今後のご融資等に影響しないことを前提に、お客さまの意思でご契約いただけるよう、コンプライアンス態勢の維持・向上に努めています。

顧客保護等管理態勢への取組みについて

当組合では、法務監査部が顧客保護等管理に関して統括しており、管理態勢の強化を図っております。さらに、苦情・相談窓口を法務監査部内に置き、お客さまからの苦情・相談の受付態勢を整備するとともに、事案の解決、苦情等の収集、内容の分析を通じて改善諸施策への反映などを実施できる態勢としております。

取引時確認に関するお願い

マネー・ローンダリング／テロ資金供与対策のための国際的な要請を受けて、当組合では、お客さまから口座の開設等を依頼された場合、「犯罪収益移転防止法」に基づき、下記の要領により取引時確認を行っております。

本人確認書類のご提示が必要な取引

◎は本人確認書類のご提示が必要な取引です。

取引金額		10万円以下	10万円超 200万円以下	200万円超
取引内容				
口座開設、保護預かりなどの取引開始		◎	◎	◎
預金口座への現金入金		不 要	不 要	◎
預金口座からの現金払出				
窓 口 振 込	現 金	不 要	◎	◎
A T M で の 振 込	現 金	不 要	取扱できません	取扱できません
	当組合カード	不 要	○	取扱できません
各 種 料 金 の 支 払	現 金	不 要	◎	◎
小 切 手 の 支 払	現 金	不 要	◎	◎
配 当 金 の 支 払	現 金	不 要	◎	◎
自己宛小切手の振出	現 金	不 要	◎	◎

(注)○⇒カード口座の本人確認状況によってはお取扱できない場合がありますので、ご注意ください。

金融商品に係る勧誘方針

当組合は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当組合は、お客さまの知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当組合は、お客さまに適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明を行い、十分理解していただくよう努めます。
3. 当組合は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し不確実なことを断定的に申しあげたり、事実でない情報を提供するなど、お客さまの誤解を招くような勧誘は行いません。
4. 当組合は、良識を持った節度ある行動により、お客さまの信頼の確保に努め、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 当組合は、役職員に対する社内研修を充実し、金融商品に関する知識の充実に努めるとともに適切な勧誘が行われるよう、内部管理体制の強化に努めます。
6. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等ございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

与信取引に関する説明態勢

お客さまとの親密な関係を長く維持することを目的とし、与信取引に関して法令に則り、お客さまの知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の説明態勢及び苦情相談処理機能についての規程を制定しております。また、重要な事項の説明態勢に係るマニュアルを作成し、当該マニュアルに基づいて職場研修を実施し、全職員に対し説明責任の重要性と具体的な説明内容について徹底しております。

「お客さまの情報」の定期的な確認に関するお願い

マネー・ローンダリング／テロ資金供与対策のための国際的な要請を受けて、当組合では、「犯罪収益移転防止法」および金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づき、お客さまに関する情報やお取引の目的などを定期的に確認させていただく取組みを行っております。

取組みの目的

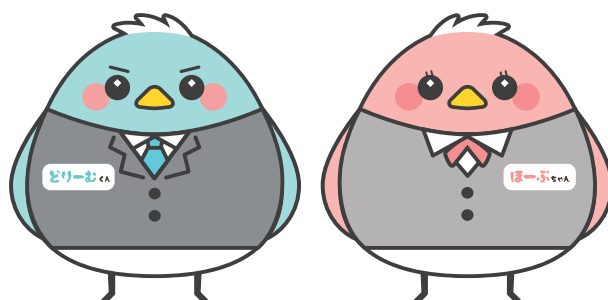
お客さまお一人おひとりの情報を定期的に確認させていただくことで、犯罪組織やテロ組織が、善良なお客さまに紛れて気づかれないように金融機関を利用したり、お客さまになりすまして預金口座を不正利用したりすることを防止し、当組合をご利用いただく皆さま方の安全・安心につなげていくことを目的としています。

お客さまにおかれましては、こうした取組みにご理解いただき、当組合からの「お客さまの情報」に関する定期的な確認の依頼に対して、ご理解・ご協力くださいますようお願い申し上げます。

マネロン／テロ資金供与および拡散金融対策に係る対応方針

当組合は、マネロン／テロ資金供与および拡散金融を防止するため、マネロン／テロ資金供与対策を経営上の重要な課題として位置付け、「犯罪収益移転防止法」ならびに金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等の関連法令等を遵守し、経営陣の主導的な関与の下、次の各号の取組みを行ってまいります。

- (1) 当組合は、自らが提供する商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域や顧客属性等に応じたマネロン等リスクを特定、評価、類型化したうえで、当該リスクについて、当組合のリスク許容度の範囲内に実効的に低減するための措置（リスクベース・アプローチ）を講じてまいります。
- (2) 当組合は、マネロン・テロ資金供与対策を適切に実施するために、組合内横断的なリスク管理態勢を構築してまいります。
- (3) 当組合は、マネロン・テロ資金供与および拡散金融対策の実効性を確保するため、当組合の業務分野、営業地域およびマネロン・テロ資金供与に関する動向等を評価し、これを踏まえて、方針（基本方針・ポリシー等のマネロン対策に関する方針）・手続（マネロン対策に関する基本規程および関連諸規程・要領・手順書等）・計画（マネロン対策を実現させるための実践計画・プログラム）等を整備してまいります。



法人口座の開設をお申込みされるお客さまへのお願い

新聞・テレビなどの報道で、「振り込め詐欺」や「法人の未公開株・社債購入」、「架空請求」等で法人名義口座を悪用した金融犯罪が数多く発生し、社会的にも大きな問題となっております。

当組合ではこうした金融犯罪を未然に防ぐため、法人のお客さまの新規口座開設時に、下記事項についてお願いしております。

お客さまにはご不便、お手数をおかけしますが、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

1. 口座開設は最寄りの当組合本支店にてお申込みください。

口座開設は、お客さまの「主たる事務所」の最寄りの支店でお申込みください。遠隔の支店での口座開設はお断りすることがございます。

2. お申込の際、公的な書類の原本を確認させていただきます。以下の書類をご用意ください。

また、ご提示いただいた書類は全てコピー（写し）を取らせていただきます。

なお、公的書類は有効期限内もしくは発行日から6ヵ月以内のものををご用意ください。

- ・登記簿謄本「履歴事項全部証明書」（㊟「現在事項全部証明書」は不可）
- ・法人の印鑑証明書
- ・手続きに来店される方のご本人を確認する公的書類

その他、来店される方と法人さまの関係を確認させていただくため、委任状等のご提出をお願いいたします。

3. 口座開設のお申込にあたり、以下の項目をお尋ねいたします。

- ・法人さまの事業内容
- ・口座のご利用目的等
- ・法人さまの現在の実質的支配者（お名前、ご住所、生年月日）
※ 実質的支配者リストの写しや株主名簿など、現在の実質的支配者を確認できる書類がございましたらご用意願います。

4. ご留意事項

- ・お申込時には、新約伝票および金銭はお預かりいたしません。
- ・口座開設可否の結果につきましては、郵送あるいは電話にてお知らせいたします。
なお、お客さまからの通知方法の指定はできませんのでご承知おきください。
- ・お申込から口座開設までに2週間程度かかりますので、予めご承知おきください。
- ・当組合における総合的判断の結果、口座開設をお断りする場合がございますので、予めご承知くださいますようお願い申し上げます。
なお、この場合でもコピーした書類は返却いたしませんのでご承知おきください。
- ・口座を開設する際には、法人さまの署名判をご持参ください。
- ・口座を開設する場合であっても、キャッシュカードの発行およびインターネットバンキングのお申込につきましては、さらに日数をいただきます。
また、当組合の総合的判断でお断りする場合がございますので、予めご了承くださいようお願い申し上げます。

個人情報保護宣言

香川県信用組合は、個人情報保護および個人番号の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等の関係法令等を遵守してお客さまの情報を厳格に管理し、お客さまのご希望に沿って取扱うとともに、その正確性・機密保持に努めております。

個人情報のお取扱いについて

香川県信用組合（以下「当組合」といいます。）は、当組合お取引のお客さまが安心して当組合をご利用いただけますよう「個人情報保護方針」を役職員一同が遵守するとともに、お客さまの個人情報につきましては、適切な取扱いとその保護に万全を期しております。

個人データの安全管理措置に関する方針

香川県信用組合は、取扱う個人データの漏洩・滅失等の防止その他の個人データの安全管理のため、組織的安全管理措置、人的安全管理措置、技術的安全管理措置を講じ、適正に管理しております。

また、役職員には必要な教育と監督を、業務委託先に対しては、個人データの安全管理が図れるよう必要かつ適切な監督に努めております。

利益相反管理方針

香川県信用組合は、お客さまの利益を保護することを目的に、「利益相反管理方針」を定め、お客さまの正当な利益の確保及びその利便性の向上に努めております。

反社会的勢力に対する基本方針

香川県信用組合（以下「当組合」といいます。）は、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、反社会的勢力に対して下記の事項を遵守し、当組合に対する信頼を維持し業務の適切性及び健全性の確保に努めております。

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり基本方針を定め、これを遵守します。

1. 組織としての対応
当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、対応する職員の安全を確保しつつ組織全体として対応し、迅速な問題解決に努めます。
2. 外部専門機関との連携
当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携を構築します。
3. 取引の未然防止を含めた一切の関係遮断
当組合は、信用組合の社会的責任を強く認識し、その責任を組織全体で果たすため、反社会的勢力との取引の未然防止を含めた一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当な要求には応じません。
4. 有事における民事と刑事の法的対応
当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。
5. 資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与の禁止
当組合は、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対して事案を隠ぺいするための資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。

出資に関する取扱説明態勢

中小企業等協同組合法及び当組合定款に基づいて、組合加入や出資金に関して適正な説明が行えるように、「組合加入・出資金説明資料」を策定し、全職員に明確かつ具体的説明を行うことを徹底しております。

組合員について

加入資格

以下の(1)～(4)に該当する方は、当組合の組合員になることができます。

- (1)当組合の営業地区内（香川県）にお住まいの方
- (2)当組合の営業地区内（香川県）においてお勤めの方
- (3)当組合の営業地区内（香川県）において事業を営んでいる方
常時使用する従業員の数が300人を超え、かつ資本金または出資の総額が3億円を超える事業者を除きます。なお、従業員数、資本金の額は業種によって異なります。
- (4)当組合の営業地区内において事業を行う事業所の役員の方

加入手続

「出資金加入申込書」を当組合に提出してください。なお、組合員として加入承諾されるまで1週間ほどの期間を要することがあります。

①加入申込書の提出⇒②当組合の承諾⇒③出資金の払込み⇒④組合加入

※相続により組合員となる場合

組合員の方がなくなった場合、3ヵ月以内に加入資格をもつ相続人が組合加入の申出をしたときは、相続開始のときに組合員になったものとみなされます（相続人が複数あるときは、他の相続人の同意書が必要になります。）。その相続人は、被相続人の出資持分について、当組合に対する義務・権利を承継します。なお、3ヵ月以内に上記の手続が行われなかった場合には、法定脱退（後述）の扱いとなりますのでご注意ください。

組合員の脱退

脱退には、以下の自由脱退と法定脱退の2種類があります。

- ① 自由脱退（組合員本人の都合で脱退する場合）
 - ・通常90日前までに脱退を予告（申請）すれば、事業年度末日において脱退することができます。
 - ・脱退予告後も、その事業年度末日になるまでは、組合員としての権利・義務を有します。
- ② 法定脱退（法定事由により、組合員本人の意思にかかわらず直ちに脱退となる場合）
 - ・組合員資格の喪失（地区外移転等）、死亡、破産（破産による解散を含む）などの法定事由が生じた場合は、直ちに法定脱退となり、その時点で組合員としての義務・権利（持分払戻請求権を除く）を喪失します。

出資金について

出資の払込

- ・ 組合員は1口以上の出資をしなければなりません。また、一組合員の出資口数は、原則として1,000口以内としております。
- ・ 出資口数は、増やしたり減らしたりすることができます。ただし、出資口数を減らすことができるのは、事業を休止したり一部を廃止したとき、その他やむを得ない事由があると認められた場合に限りです。
- ・ 出資金を払い込むと、当組合の「出資証券」をお渡ししますので、大切に保管してください。万一紛失された場合などは、速やかに当組合にご連絡ください。
- ・ 「出資証券」は質入することはできません。
- ・ 出資金は、預金ではありません（預金保険の対象外）。

出資金の譲渡

- ・ 出資金は当組合の承諾を得て、他の組合員または組合員資格をもつ方に譲渡することができます。

出資金の払戻

- ・ 組合員は脱退または出資口数を減少させるにあたって、出資金の払戻請求をすることができます。
- ・ 払戻金の引渡は、申請の時期によっては、1年以上かかる場合があります。預金解約のような即時返金はありません。



- ※当組合に債務（借入金等）がある場合、その債務を完済するまでは、脱退した組合員に対し、出資金の払戻を停止することがあります。
- ※払戻金額は、当該事業年度末の当組合財産状況を基準として決定されることから、その財産状況によっては、出資した元本の払戻が受けられない可能性があり、損失が生じるおそれがあります。また、破綻時には、全く返金されない可能性があります。
- ※自由脱退・法定脱退による「出資口数の持分の払戻請求権」の時効は2年です。

出資額に対する配当金

- ・ 当組合の年度決算の結果、剰余金が生じた場合に、総代会の承認を得て、出資額に応じた額の配当金が支払われます。
 - ・ 配当金が支払われるのは、その事業年度末現在での組合員に限られます。
 - ・ 配当金には、所得税法の定める所得税がかかります。
 - ・ その事業年度の途中で加入した組合員には、以降の加入期間に応じた割合の配当金が支払われます。
 - ・ その事業年度の途中で譲渡または法定脱退した組合員の出資については、配当金は支払われません。
- ※配当金の「支払請求権」の時効は10年です。

特殊詐欺／SNS型投資・ロマンス詐欺の被害に遭わないために

最近の詐欺の主な手口

ニセ警察詐欺

警察官等を装い、メッセージアプリのビデオ通話を利用して、偽の警察手帳や逮捕状を見せ、「あなたに容疑がかかっている」と話を持ち掛け、身柄拘束回避を理由に金銭を騙し取ろうとします。

「副業」を理由にした特殊詐欺

SNSに「副業募集広告」を掲載して、応募者に対し、「動画をスクリーンショットするだけ」等の簡単な副業を紹介し、「最初だけ」少額の報酬を得させ信用させます。その後、報酬の受取手数料や高額報酬の作業に参加するための費用等を名目に、現金を振り込ませて金銭を騙し取ろうとします。

預貯金詐欺

警察官や金融機関職員を装い、キャッシュカードの交換が必要などと言って暗証番号を聞き出し、カードを自宅まで取りに来る手口です。

SNS型投資詐欺

SNSを利用し、著名人を騙ったり、「絶対儲かる」をうたい文句に投資話を持ちかけ、個人口座に送金させる等の方法で嘘の投資をさせ、アプリ上で利益が出ているように見せかけます。信用させて更なる投資を勧め、更にお金を騙し取ろうとします。

SNS型ロマンス詐欺

SNS上で恋愛関係を構築し、「結婚資金を貯めよう」などと言って、偽の投資に勧誘したり、「荷物を送ったから手数料を払って」「会いに行くから渡航費を支払って」「病気やケガの治療のためにお金が必要」などと言って、指定口座にお金を振り込むよう指示し、お金を騙し取ろうとします。

被害に遭わないためのポイント

ニセ警察詐欺対策

- 警察が電話で逮捕することを告げたり、メッセージアプリのビデオ通話を使ったりすることは、絶対にありません。
- 警察が、調査のため預金を別口座に移すよう指示することは、絶対にありません。
- 少しでも不安に感じた場合は、家族や友人、最寄りの警察署もしくは警察相談専用電話（#9110）に相談してください。

「副業」を理由にした特殊詐欺対策

- 「簡単に稼げる」「儲かる」ことを強調する広告を鵜呑みにしないようにしましょう。
- 相手に安易に個人情報を教えないようにしましょう。
- お金を稼ぐはずなのに、振込を求められた場合は、詐欺を疑ってください。
- 少しでも不安に感じた場合は、家族や友人、最寄りの警察署もしくは警察相談専用電話（#9110）に相談してください。

預貯金詐欺対策

- 警察官や金融機関職員が、キャッシュカードの暗証番号やインターネットバンキングのログインID・パスワードを尋ねることは、絶対にありません。
- 暗証番号を聞かれた場合は、相手が警察官や金融機関職員を名乗っていても、一度電話を切って、家族や友人、最寄りの警察署もしくは警察相談専用電話（#9110）に相談してください。

SNS型投資詐欺対策

- SNSを通じて「絶対に儲かる」などと投資に勧誘された場合は、詐欺を疑ってください。
- 最初は実際に利益が出る（サイト上は利益が出ているように見える）ことも詐欺の手口です。
- 少しでも怪しいと感じた場合は、家族や友人、最寄りの警察署もしくは警察相談専用電話（#9110）に相談してください。

SNS型ロマンス詐欺対策

- SNSで出会った人から、結婚資金や治療費等、様々な理由を名目に、投資や振込を求められた場合は、詐欺を疑ってください。
- 少しでも怪しいと感じた場合は、家族や友人、最寄りの警察署もしくは警察相談専用電話（#9110）に相談してください。

キャッシュカード等に関連する犯罪対策は十分ですか？



ご存知ですか？

“けんしん”の「偽造・盗難キャッシュカード等対策」

お客さま自身のキャッシュカード・通帳の厳重な管理も、偽造・盗難キャッシュカード・盗難通帳による被害対策として重要なポイントとなりますので、以下の点に十分ご注意ください。

- ①暗証番号は、他人から推測されにくい番号をご使用ください。
特に生年月日、電話番号、車のナンバー、自宅の番地等を使った暗証番号は、たとえ組み替えたとしても簡単に第三者に推測されてしまいます。キャッシュカードの不正利用における被害において最も多いケースです。
- ②偽造・盗難被害防止のために、通帳・キャッシュカードの管理には十分ご注意ください。
- ③絶対に車の中には放置せず、常に携帯してください。
- ④飲食店などで壁や椅子に掛けた上着やカバンから通帳やキャッシュカードを抜き取られないよう、ご注意ください。
- ⑤電車の中や駅のホーム、街中で、スリに通帳やキャッシュカードを抜き取られないよう、ご注意ください。
- ⑥お通帳やご利用の明細書は頻繁にチェックし、内容をご確認ください。



万一、通帳・キャッシュカードの偽造・盗難・悪用に気付いた場合には、最寄の当組合本支店までご連絡ください。
⇒ 本支店の連絡先は41ページをご覧ください。

★当組合休業日・営業時間外のご連絡先

047-498-0151

《信組情報サービス(株) 自動機集中監視センター》

当組合におけるセキュリティ対策

① 暗証番号の変更は、当組合のATMで簡単にお手続きできます。

キャッシュカードの暗証番号は、定期的に変更することをお勧めします。

こんな暗証番号が危ない!!

『生年月日』『電話番号』『車のナンバー』『自宅の番地』等
最近多発しているキャッシュカードの偽造・盗難などによる不正使用被害で、
最も多いのがこのケースです。

現在、「類推されやすい暗証番号」をお使いの場合には、
速やかに変更されるようお勧めします。

② 当組合のATMには「覗き見防止フィルター」を採用しています。

ATMの操作画面に「覗き見防止フィルター」を貼付し、操作内容が覗き見されないよう、ガードしています。

③ お客さまごとに1日の取引限度額の設定が行えます。

お客さまの口座ごとに「1日あたりの支払限度額」を設定できます。個人のお客さまは100万円まで、法人のお客さまは200万円までの範囲内で設定が可能です。また、「他金融機関での取引禁止」「口座開設店舗以外での取引禁止」の設定も可能ですので、詳しくは最寄の当組合本支店へお問い合わせください。

④ ICキャッシュカードの導入

磁気ストライプカードに比べて偽造が困難なICカードを発行しております。磁気ストライプカードからICキャッシュカードへの変更も当組合本支店で承っておりますので、お問い合わせください。

⑤ 盗難・偽造キャッシュカード、盗難通帳等被害への補償について

当組合が定める規程に従い、被害に遭われたお客さまに対して補償を行う制度を導入しております。もし被害に遭われたら、当組合本支店へお問い合わせください。

地域社会
貢献

「中小・地域金融機関向けの総合的な監督を推進し、地域社会への貢献に取り組ん

Relationship

当組合の地域経済活性化への取り組みについて

当組合は、香川県一円を営業地区として、地元の中小企業者や勤労者の皆さまが組合員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。

地元の皆さまからお預りした大切な資金（預金積金）は、厳正かつ公正な審査に基づき、中小企業者や個人の皆さまへ積極的にご融資し、お取引先及び

地域社会の健全な発展をお手伝いするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民の皆さまとの強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。また、金融機能の提供に止まらず、地域文化発展といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでいます。

個人：105,624百万円
一般法人：11,167百万円
金融機関：5百万円
公金：1,074百万円

預金積金:117,872百万円

お客さま
/組合員

組合員数
36,398人

お客さまにご満足いただけるように、商品やサービスの一層の充実に取り組んでいます。

出資金:2,455百万円



役職員数: 147人
店舗数: 17店舗

《令和7年度の決算状況》

業務純益: 528百万円
当期純利益: 316百万円
自己資本比率: 9.36%

地域社会への貢献

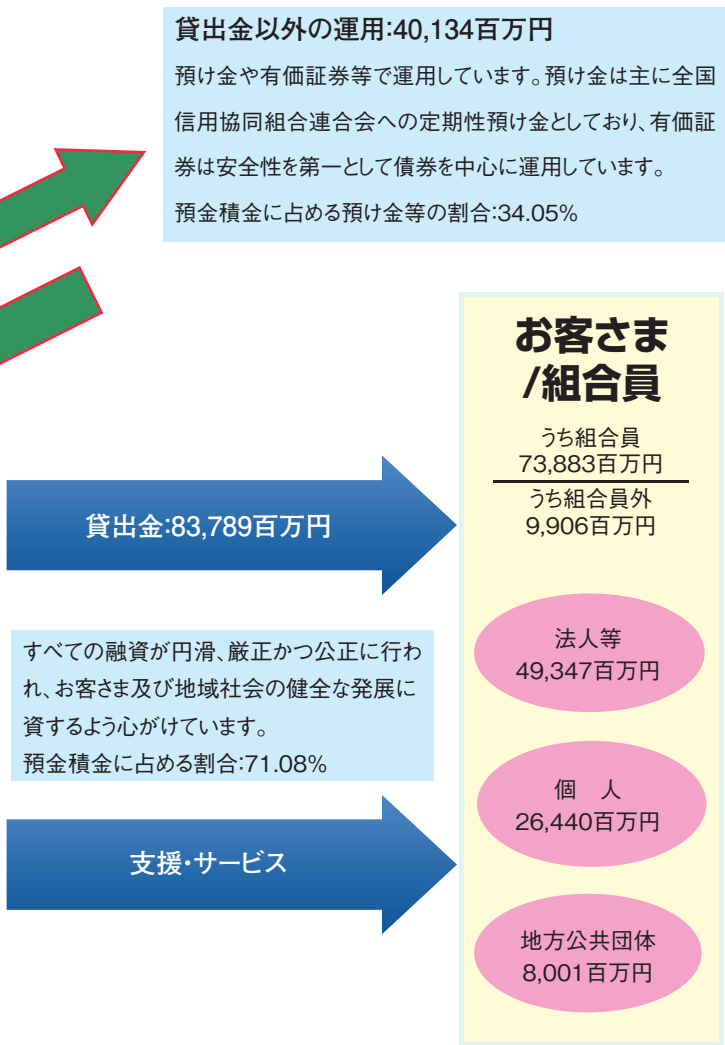
信用組合は、全国規模で営業を展開する都市銀行等と違い、営業活動地域を限定されています。したがって、地域の発展なくしては信用組合の発展は望めず、当組合では金融機関業務を通じて微力ではありますが地域の繁栄に奉仕することはもちろんのこと、地域への感謝を込めて多様な社会貢献活動にも配慮してまいります。

取引先への支援状況等

(1) ライフサイクルに応じた取引先企業の支援

事業再生	当組合の事業再生委員会の機能強化、関係機関との連携強化により、企業価値が保たれているうちの早期再生と持続可能性ある事業再構築に取り組めます。	令和7年度は19先に対し事業再構築に取り組みました。
創業・新事業支援	関係機関との連携を強化し、ベンチャー企業の育成並びに中小企業の技術及び新事業の展開を支援します。	令和7年度は18先に対して創業支援融資に取り組みました。
経営改善支援	コンサルティング機能、情報提供機能並びに相談機能強化を継続し、経営改善支援に積極的に関与します。	令和7年度は25先に対して経営改善支援に取り組みました。
事業承継	情報ネットワークの活用及び法務・財務・税務等の外部専門家との連携を強化し、積極的に事業承継を支援します。	令和7年度は外部専門家と連携し、20先の支援に取り組みました。

指針」に基づいて地域密着型金融
でいます。



地域密着型金融への今後の取組

金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプランの趣旨を踏まえて、中長期的な視点に立って、コンサルティング機能の発揮による企業の経営改善・事業拡大支援や地域の面的再生への積極的な参画等の取組を組織全体として継続的に推進し、中小・零細企業、新興企業等それぞれのニーズに応じた、多様で円滑な資金供給の実現を促進してまいります。

地域密着型金融の具体的内容

「地域密着型金融の取組についての評価と今後の対応について」を受けて、改訂された「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」において、『リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム』および『地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム』の成果等を踏まえ、今後、恒久的な枠組みの中で推進すべき地域密着型金融の具体的内容が以下のとおり明確に示されています。

- (1) ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化
- (2) 事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底
- (3) 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

(2) 中小企業に適した資金供給手法の徹底

担保・保証に過度に依存しない融資の徹底	定性情報を含めた地域での情報を活かし、取引先企業の事業価値を見極めて融資を行う態勢を強化します。	令和7年度は小規模企業応援ローン含め、32件融資実行しました。
中小企業に適した資金供給手法の徹底	財務諸表の精度が高い中小企業に対する融資の推進、けんしんビジネスローン及びビジネスサポートローンの推進を継続します。	

(3) 地域の情報収集を活用した持続可能な地域経済への貢献

地域の面的再生	産学官とビジョンを共有し、公民連携へ参画します。	令和7年度は創生ローン（波及、消費性含む）4件融資実行しました。
地域活性化に繋がる多様なサービスの提供	高齢者保有資産の有効活用、若い世代や高齢者への金融知識の普及、多重債務者問題解決の提案など金融サービスを提供します。	
地域への適正なコミットメント、公共部門の規律付け	地方公共団体等との取引に係るコストやリスクを適切に把握し、計画的な融資推進態勢を構築します。	

融資を通じた地域貢献

貸出先数・金額

(令和8年3月31日現在)

(単位:先、千円、%)

業 種	先 数	金 額			構成比
		設備資金	運転資金	金額合計	
製 造 業	101	496,930	848,079	1,345,010	1.60
農 業、林 業	15	1,116	20,485	21,602	0.02
漁 業、採石業、砂利採取業	10	36	19,535	19,572	0.02
鉱 業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—
建 設 業	287	1,792,593	2,884,911	4,677,504	5.58
電気、ガス、熱供給、水道業	32	2,181,881	4,486	2,186,367	2.60
情報通信業	6	11,220	34,211	45,431	0.05
運輸業、郵便業	39	251,446	1,281,440	1,532,886	1.82
卸売業、小売業	206	1,700,193	2,140,787	3,840,981	4.58
金融業、保険業	19	17,667	4,518,774	4,536,441	5.41
不動産業	211	19,891,827	3,324,522	23,216,349	27.70
物品賃貸業	6	235,702	19,874	255,576	0.30
学術研究、専門・技術サービス業	98	539,379	477,979	1,017,358	1.21
宿泊業	14	787,217	146,334	933,551	1.11
飲食業	186	362,870	536,625	899,496	1.07
生活関連サービス業、娯楽業	160	996,758	856,850	1,853,609	2.21
教育、学習支援業	5	103,615	19,932	123,547	0.14
医療、福祉	13	877,958	81,428	959,386	1.14
その他のサービス	99	1,049,657	759,264	1,808,922	2.15
その他の産業	3	—	74,376	74,376	0.08
小 計	1,510	31,298,073	18,049,898	49,347,972	58.89
地方公共団体	5	4,886,103	3,115,621	8,001,724	9.54
雇用・能力開発機構等	—	—	—	—	—
個人(住宅・消費・納税資金等)	5,260	19,191,208	7,249,052	26,440,260	31.55
合 計	6,775	55,375,385	28,414,572	83,789,957	100.00

(注)個人向け住宅ローン及び消費者ローンの金額については、66ページに記載しております。

地方自治体の制度融資の取扱状況

(令和8年3月31日現在)

当組合は、香川県や高松市の中小企業向け制度融資の取扱窓口に指定されており、令和7年度は、**149件、999百万円**の取り組みを行いました。
 なお、制度融資の名称、概要、融資条件等は25ページに記載しております。

“けんしん”のローンの取扱状況

(令和8年3月31日現在)

当組合は、中小零細事業者や住民の皆さまの資金ニーズにお応えするため、事業者向けローン、個人向けローンの取扱いをしております。令和7年度は、**1,990件、15,757百万円**の取り組みを行いました。



中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況

中小企業の経営支援に関する取組方針

当組合は、地域の中小企業（個人事業主含む。以下、同じ。）の経営相談・経営指導及び経営改善に関するキメ細やかな支援に取り組むことが、地域経済の発展に寄与するものと考えており、協同組織金融機関として相互扶助の理念に基づき、地域の中小企業の皆さまの経営の安定化等に資するため、中小企業金融円滑化法の期限到来後においても、これまでと同様の支援を行うなど、中小企業の経営支援に全力で取り組んでまいります。

中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

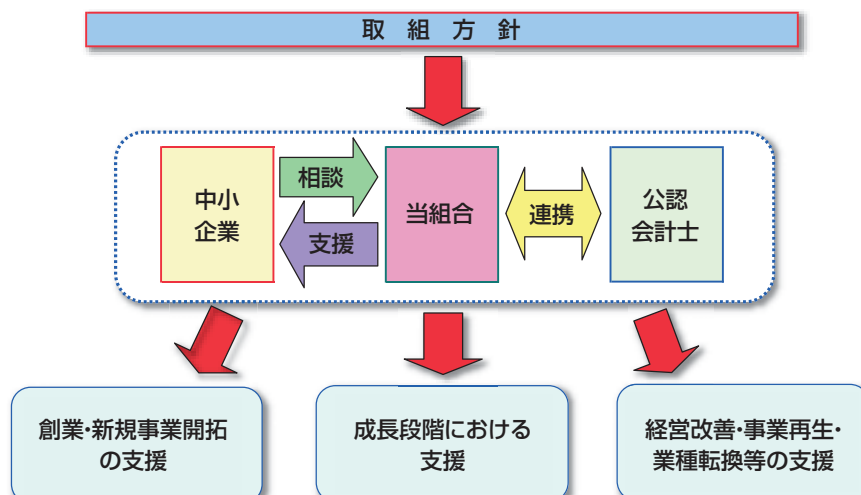
当組合は、本部内に「企業支援室」を設置し、地域の中小企業の皆さまの経営相談や経営指導等の支援を、営業店と一体となり取組むとともに、円滑な資金供給のための活動を推進しております。また、平成25年7月より、経営支援の実効性を高めるため、外部専門家との連携強化の一環として、公認会計士と顧問契約を締結し、高度かつ専門的な経営課題等に対しても対応できる態勢を構築しております。

中小企業の経営支援に関する取組状況

項 目	取 組 状 況	令和7年度取組事例
創業・新規事業 開拓の支援	地域における創業・新規事業開拓（以下「創業等」という。）の重要性を認識し、創業等に取り組むお客さまに対する相談業務を強化するとともに、お客さまの知識や経験或いは設立の経緯等の定性情報をより重視した対応に努めております。	新たに事業を開始しようとするお客さまに対し、専門家と連携して、18件の創業支援に取り組みました。
成長段階における 支援	当組合では、医療・介護事業或いは環境ビジネス分野を成長分野として捉え、日常継続的な訪問活動を通じて資金ニーズの把握に努めております。	訪問看護事業資金や、太陽光発電装置の設備資金に、8件の融資協力を行いました。
経営改善・事業再 生・業種転換等の 支援	地域の中小企業の皆さまを支援していくうえで、職員の目利能力の向上は必要不可欠であり、各種研修会や通信教育受講等により、人材の育成に積極的に取り組んでいるほか、本部・営業店が一体となり、経営改善計画書の策定支援に努めております。	経営改善を必要とする中小企業者に対し、定期的なモニタリングや専門家を通じてアドバイスを行うなど、25先の課題解決支援に取り組みました。

地域の活性化に関する取組状況

地域の活性化は、地域金融機関として最も重要な社会的使命であると考えており、具体的取組事例として、令和7年度においては、原材料・物価高騰等の影響を受けた事業者さまへの資金繰り支援・円滑化、また各種補助金・助成金の申請サポートを通じ、地域の活性化支援に取り組みました。



地域サービスの充実

店舗・ATM等の設置状況

(令和8年3月31日現在)

店名	郵便番号	住所	電話番号	ATM設置数	休日稼働
本部	760-0050	高松市亀井町9-10	087-833-3311	—	—
本店営業部	760-0050	高松市亀井町9-10	087-833-3314	2台	土 日 祝
栗林支店	761-8061	高松市室町1907-6	087-866-6611	1台	—
新橋支店	760-0067	高松市松福町1丁目3-1	087-851-3866	1台	—
屋島支店	761-0113	高松市屋島西町1968-13	087-841-4471	2台	土 日 祝
仏生山支店	761-8078	高松市仏生山町甲42-6	087-889-0315	1台	—
円座支店	761-8044	高松市円座町1044-1	087-885-2131	2台	土 日 祝
川東支店	761-1706	高松市香川町川東上1732	087-879-3201	1台	—
長尾支店	769-2301	さぬき市長尾東868-6	0879-52-2122	1台	—
中央支店	760-0079	高松市松縄町36-1	087-866-3010	2台	土 日 祝
三本松支店	769-2601	東かがわ市三本松1713-3	0879-25-2367	1台	—
坂出支店	762-0045	坂出市元町4丁目5-20	0877-46-0101	1台	—
丸亀支店	763-0024	丸亀市塩飽町7-2	0877-22-3391	1台	—
琴平支店	766-0003	仲多度郡琴平町五条726-3	0877-73-4411	1台	—
観音寺支店	768-0072	観音寺市栄町1丁目4-13	0875-25-1717	1台	—
高瀬支店	767-0011	三豊市高瀬町下勝間2357-4	0875-72-5539	1台	—
土庄支店	761-4121	小豆郡土庄町洲崎甲1447-10	0879-62-1353	2台	土 日 祝
志度支店	769-2101	さぬき市志度739-10	087-894-2605	1台	—

店舗設置のATM稼働時間帯は、平日8:45～18:00です。

ただし、休日稼働ATM設置店舗のATM稼働時間帯は、平日8:45～19:00、土曜・日曜・祝日は9:00～19:00です。
(土曜・日曜・祝日に稼働しているATMは、本店営業部、屋島支店、円座支店、中央支店、土庄支店及び内海出張所です。)

店舗外ATMの設置状況

(令和8年3月31日現在)

設置場所	平日稼働時間帯	土曜稼働時間帯	日曜・祝日稼働時間帯	設置台数	休日稼働
内海出張所	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	1台	土 日 祝

店舗外共同ATMの設置状況

(令和8年3月31日現在)

設置場所	平日稼働時間帯	土曜稼働時間帯	日曜・祝日稼働時間帯	設置台数	休日稼働
香川県庁共同出張所	9:00～17:00	—	—	1台	—
イオンモール綾川	9:00～21:00	9:00～21:00	9:00～21:00	1台	土 日 祝
ゆめタウン丸亀	9:00～21:00	9:00～21:00	9:00～21:00	1台	土 日 祝

セブン-イレブン設置のATM

(令和8年3月31日現在)

全国のセブン-イレブン設置のATMで、24時間365日、お取引が可能です。時間内のお引き出し・お預け入れについては、手数料を無料とさせて頂いております。(手数料無料の時間 平日8:45～18:00 土曜日9:00～14:00)
なお、組合員の皆さまが、同ATMから時間外にお引き出し等をされた場合や他金融機関のATMにより、お引き出し等をされた場合は、手数料を一旦口座から引き落としさせて頂きますが、「月5回」までの手数料が翌月に口座へ返戻されるサービスを行っております。

顧客の組織化とその活動状況

当組合の『けんしん年金友の会』は、当組合で年金を受給している方の親睦を図るため平成11年に設立され、会員数は現在6,142名となっております。会員の方にお誕生日のプレゼント、温泉のご優待割引共通券の配布等を行っています。

《お誕生日のプレゼント》

会員の方のお誕生日にプレゼントを持参してお祝いさせていただいております。プレゼントの品は毎年10月1日から変更してお配りしております。

《温泉の優待割引共通券の配布》

県内温泉施設利用の際の共通割引券(令和7年度は県内12箇所)を配布しております。

苦情相談窓口の設置

当組合では、お客さまからのご意見、ご要望にお応えするため、各営業店に『コンプライアンス担当者』を配置するとともに、本店に苦情等相談窓口を設けております。

また、信用組合業界におきましても、『しんくみ相談所』を設置し、信用組合業務に関してお困りのことや当組合へのご意見、ご要望に対応しておりますので、ご遠慮なくお申しつけください。

当 組 合		信 用 組 合 業 界	
☆ 名 称	苦情相談窓口(本店：法務監査部) (各営業店は店舗案内参照)	☆ 名 称	(一社) 全国信用組合中央協会 “しんくみ相談所”
☆ 電 話 番 号	087-833-3322	☆ 電 話 番 号	03-3567-2456
☆ E-mail	kenshin3@ninus.ocn.ne.jp	☆ 受 付 時 間	午前9時～午後5時 (土・日・祝日及び協会の休業日を除く)
☆ 受 付 時 間	午前9時～午後5時 (土・日・祝日及び当組合の休業日を除く)		

苦情相談処理状況(令和7年度)

当組合では、苦情相談処理状況をディスクロージャー誌で公表するとともに、組合内で全役職員が苦情相談発生状況を分析し、情報を共有して再発防止に努めております。

	事務ミス	説明不足	対応の不手際	その他	合 計
預 金 関 係	0	0	1	0	1
融 資 関 係	0	0	1	2	3
そ の 他	0	1	0	0	1
合 計	0	1	2	2	5

★お客さまからのお申し出内容によって分類しております。

紛争解決窓口の設置

苦情等のお申出は当組合のほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、『当組合苦情相談窓口』または『しんくみ相談所』へお申出ください。なお、お客さまが、直接、下記の各仲裁センター等へお申出することも可能です。仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を勧める方法もあります。

- ① 移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。
- ② 現地調停:東京の弁護士会の幹旋人と東京以外の弁護士会の幹旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たる。

名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3		
電 話	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受 付 日 間	月～金(除:祝日、年末年始)		
	9:30～12:00 13:00～15:00	10:00～12:00 13:00～16:00	9:30～12:00 13:00～17:00

文化的・社会的貢献に関する活動

しんくみピーターパンカード寄付金の贈呈

当組合は、平成14年度から、四国信用組合協会を通じて、子供たちの健全育成や難病の子供たちを支援することを目的に、『しんくみピーターパンカード』のご利用代金の0.5%相当額を、障害児支援施設等に寄付金として贈呈しております。



献 血 活 動

当組合は、創立30周年となる昭和57年から現在に至るまで、献血活動に取り組むとともに、創立30周年の時は、日本赤十字社に献血運搬車を、平成14年の創立50周年の折には、献血広報車を寄贈しております。これらの活動が評価され、平成元年に日本赤十字社より「金色有功賞」を、平成14年に「銀色有功賞」を頂いたほか、平成17年に香川県血液対策推進議会より、献血優良団体として表彰されました。また、平成28年10月21日に開催された「第53回全国信用組合大会」において、「社会貢献表彰」を受賞いたしました。



地域で支えあう見守り活動

当組合は、平成25年11月22日より、高松市と「地域で支えあう見守り活動」に関する協定を締結しております。お客様宅を訪問した際、高齢者等の日常生活に何らかの異常を発見した場合は、地区の民生委員児童委員協議会もしくは高松市に状況を連絡し、この連絡により市の地域包括支援センター等の庁内組織の支援や、外部関係機関にも協力をお願いするなどの適切な対応を図ることで、地域福祉の向上に寄与することを目的とした活動であります。同じく、平成27年4月1日より観音寺市と、また同年10月1日より三木町と、同様の協定を締結しております。

また、琴平町とは、メール配信サービスを用いた「緊急告知システム」への登録を行っております。



防災・減災への取り組み

当組合は、平成27年8月に、有事の際、当組合の研修会館（さぬき市鴨庄）を避難場所として活用してもらう協定をさぬき市と締結し、防災・減災の面からも、地域との関わりを強化しております。



災害に対する義援金活動

当組合では以前より、東日本大震災をはじめとする地震や豪雨災害などにより被害に遭われた皆さまの復興を支援するため、振込手数料を無料として義援金振込の受付を行い、全店に義援金箱を設置し、組合員の皆さま方にご協力を呼びかける活動を行っております。

これまでも、当該義援金活動におきましては、皆さま方の温かいご協力をいただき、誠にありがとうございました。

なお、現在は、令和6年能登半島地震に対して、被害に遭われた皆さまの復興支援のため、振込手数料無料のうえ義援金振込の受付を行っております。

街の清掃奉仕活動

当組合は、毎月、街のクリーンロード活動に積極的に参加しており、サンポート高松及び中央通り等の清掃奉仕活動を行っております。

また、当組合の創立記念日には、本部及び本店営業部の役職員が、高松市中央公園にある高松市長像一帯の清掃活動を行っております。



地域行事への参画

当組合は、平成26年より、丸亀町商店街の活性化の一環として行われている「うどん県綱引大会」に参加するなど、地域行事へ積極的に参画しております。



「しんくみはばたき奨学金」の取り組み

当組合では、組合創立65周年記念事業の一環として、これまで長年に亘ってご支援をいただいていた地元地域に何らかの形で貢献したいとの思いから、平成29年度より、香川県下在住の母子・父子家庭の高校生を対象とした、返還不要の給付型奨学金制度『しんくみはばたき奨学金』を創設いたしました。

本制度は、修学上必要な学資金等の一部を給付する返還不要の給付型奨学金制度であり、地域貢献活動の一環として、香川県下から広く募集を行うことで、将来、香川県の発展のために活躍する有用な人材を育成することを目的としております。

初年度となる平成29年度は、募集人員20名に対し96名の応募をいただきました。

また、令和8年度においては、募集人員20名に対し82名の応募をいただきました。

高校生向けキャリアデザイン出前授業

当組合では、若手職員が香川県下の高校に訪問し、出前授業を行っております。

当組合職員の経験談を交えた交流の場が、高校生の皆さまにとって進路選択の一助となりますようお願いとともに、地元金融機関に興味を持っていただくきっかけとなれば幸いです。

また、本活動は当組合職員の刺激や成長にもつながる貴重な機会となっており、今後も県下の高校の出前授業に積極的に取り組んでまいります。



ビジネスマッチング

当組合は、平成27年度より、岡山県信用組合協会主催の「しんくみビジネスマッチング」に共催しております。ビジネスマッチング展は、信用組合とお取引いただくお客さまに、新たなビジネスチャンスの創出やビジネスパートナーとの出会いの場を提供し、販路開拓・商品PR・販売促進へと進展すること等で、お客さまの課題解決にお役に立てることを目的としております。

その他、「食のビジネスマッチング」や「しんくみ物産展」へのご案内も随時行っておりますので、皆さまの積極的なご参加をお待ちしております。



中小企業者への支援

当組合は、令和6年2月、香川県、県内拠点の金融機関7行、香川県信用保証協会と「中小企業者の支援に係る連携・協力に関する協定書」を締結いたしました。

本協定は、中小事業者の支援のために相互に連携・協力を行うことで、中小企業者の持続的な事業運営および地域経済の発展を図ることを目的としております。

こうした協定の締結は四国では初めての取組みであり、当組合では、今後も地元事業者の活性化、益々の発展のため、積極的に連携を図ってまいります。

当組合は、令和6年2月、香川県、県内拠点の金融機関7行、香川県信用保証協会と「中小企業者の支援に係る連携・協力に関する協定書」を締結いたしました。

本協定は、中小事業者の支援のために相互に連携・協力を行うことで、中小企業者の持続的な事業運営および地域経済の発展を図ることを目的としております。

こうした協定の締結は四国では初めての取組みであり、当組合では、今後も地元事業者の活性化、益々の発展のため、積極的に連携を図ってまいります。

当組合は、令和6年2月、香川県、県内拠点の金融機関7行、香川県信用保証協会と「中小企業者の支援に係る連携・協力に関する協定書」を締結いたしました。

本協定は、中小事業者の支援のために相互に連携・協力を行うことで、中小企業者の持続的な事業運営および地域経済の発展を図ることを目的としております。

こうした協定の締結は四国では初めての取組みであり、当組合では、今後も地元事業者の活性化、益々の発展のため、積極的に連携を図ってまいります。



金融機関連携創業セミナーの開催

当組合は、令和6年11月、香川県信用保証協会ならびに県内拠点の金融機関5行と共同主催で、創業を考えている方や創業間もない方を対象にした「金融機関連携創業セミナー」(香川県創業塾・フォローアップ講座)を開催いたしました。

当日は、当組合の融資部と企業支援室の職員が「創業時の資金調達と支援機関の活用方法」と題し、講義を行いました。

これからも地域金融機関として、事業者さまの経営発展ニーズに積極的にお応えするとともに、雇用創出に向けた取組みを通じて、地域経済の更なる発展に貢献してまいります。

当組合は、令和6年11月、香川県信用保証協会ならびに県内拠点の金融機関5行と共同主催で、創業を考えている方や創業間もない方を対象にした「金融機関連携創業セミナー」(香川県創業塾・フォローアップ講座)を開催いたしました。

当日は、当組合の融資部と企業支援室の職員が「創業時の資金調達と支援機関の活用方法」と題し、講義を行いました。

これからも地域金融機関として、事業者さまの経営発展ニーズに積極的にお応えするとともに、雇用創出に向けた取組みを通じて、地域経済の更なる発展に貢献してまいります。

当組合は、令和6年11月、香川県信用保証協会ならびに県内拠点の金融機関5行と共同主催で、創業を考えている方や創業間もない方を対象にした「金融機関連携創業セミナー」(香川県創業塾・フォローアップ講座)を開催いたしました。

当日は、当組合の融資部と企業支援室の職員が「創業時の資金調達と支援機関の活用方法」と題し、講義を行いました。

これからも地域金融機関として、事業者さまの経営発展ニーズに積極的にお応えするとともに、雇用創出に向けた取組みを通じて、地域経済の更なる発展に貢献してまいります。

夢だけでは終わらせない!

香川県創業塾

フォローアップ講座

県内の金融機関と信用保証協会による
実践的なアドバイスで、成功の第一歩を!

※参加無料

DAY 1

11/13 18:00-20:00

- ① 創業時の資金調達と信用機関の活用方法
- ② 創業計画の作り方
- ③ 創業で使う融資制度と相談事業

香川信用保証協会 創業支援推進課長 香川信用保証協会理事

一休限りの特別ゲスト!



株式会社「オー・ピー」代表取締役
吉富 知美

創業から成長を遂げた「オー・ピー」の代表取締役、創業から10年を超えて、今も「オー・ピー」の代表取締役として活躍中。創業から10年を超えて、今も「オー・ピー」の代表取締役として活躍中。

DAY 2

11/20 18:00-20:00

- ① 創業初期における金融機関との付き合い方
- ② Xについて
- ③ ～しんさんから皆さまへ～

信用保証協会 創業支援推進課長

DAY 3

11/27 18:00-20:00

- ① クラウド会計freeについて
- ② 創業時から考えておきたいデジタル化へ
- ③ 地域に根ざした販路開拓

県金融機関 信用保証協会

※ 参加費は無料です。ただし、お申し込みいただいた方には、創業支援推進課より、創業支援のための資料を配布いたします。

※ 創業支援推進課は、創業支援のための資料を配布いたします。

※ 創業支援推進課は、創業支援のための資料を配布いたします。

会場券 40 円

オンライン券 100 円

お申し込みはこちら



香川県警察との連携協定

当組合は、令和7年2月、県内拠点の金融機関7行とともに、香川県警察と「詐欺被害防止等の連携に関する協定書」を締結いたしました。

本協定は、特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺等の詐欺被害の未然防止および被害拡大防止を目的としており、詐欺被害に遭っているおそれがあるお客さまなどに対して警察への通報や相談を促すことや、犯罪に利用されている口座の取引を把握した場合、警察に対し取引内容など必要な情報を速やかに提供すること等が盛り込まれております。

当組合では、お客さまの大切な預金を保護するために、引き続き詐欺被害等の防止に向けて取り組んでまいります。



安心・安全な暮らしへの支援

当組合は、平成30年4月、「香川県自転車の安全利用に関する条例」の施行を機に、香川県と覚書を締結しました。

自転車保険の必要性を広く周知することにより、自転車の安全利用の普及啓発に努め、県民の皆さまの安心・安全な暮らしに貢献することを目的に、『けんしん安心自転車保険』の取扱いを行っております。

昨今の自転車事故による損害賠償においては、高額な賠償額を請求される事例も多く、お客さまにとっては比較的安価な掛金で保険加入できる商品となっております。

詳しくは、各営業店までお問い合わせ下さい。



トピックス

〈地方創生・共創型けんしんフロンティアプロジェクト〉が始動しました!

本プロジェクトは、地方創生・共創の活動を通じて地域社会に奉仕し、地域の活性化に貢献することを目的として立ち上げられました。本プロジェクトの活動を通じて、職員が「働く」を「ワクワク」に、「学び」に、「経験」に変えていながら、「地域の発展や活性化にもっと貢献したい」、「活動を通じて自分自身もっと成長したい」の思いを実現できるよう、今後も地域貢献活動に取り組んでまいります。

第3回けんしんマルシェ

けんしんフロンティア
プロジェクト

令和7年11月15日(土)、「けんしんフロンティアプロジェクト」の一環として、円座支店を会場に「第3回けんしんマルシェ」を開催いたしました。

今回は、ご近所の小学校や幼稚園、カルチャー教室さまにもご参画いただき、より地域に密着した金融機関ならではのマルシェになりました。

また、当日は天候にも恵まれ、目標の800名を大きく上回る1,000名超の来場者を迎えることができました。

今後も、当組合の恒例行事としてけんしんマルシェを継続していく予定ですので、皆さまのご参加を心よりお待ちしております。



2026年けんしんカレンダー デザイン大賞

けんしんフロンティア
プロジェクト

「けんしんフロンティアプロジェクト」の一環として、学校法人穴吹学園専門学校穴吹デザインカレッジさまにご協力いただき、学生の皆さまから当組合の2026年カレンダーデザインを募集いたしました。

カレンダーデザインは、「新たな地域の魅力を伝える発想や提案」を選考基準として、当組合営業店職員の投票により応募総数33作品の中から計10作品の受賞が決定いたしました。受賞作品は本店営業部ロビーにて展示を行い、その中でも栄えあるデザイン大賞に選ばれた作品を、当組合カレンダーデザインとして採用いたしました。

当組合は、専門学校穴吹デザインカレッジで学ぶ学生の新しいアイデアと郷土愛が詰まった素晴らしいカレンダーとともに、これまで以上にお客さまとの心のふれあいを大切にして地域貢献に取り組んでまいります。



香川大学西成ゼミと目指す 地元企業の課題解決

けんしんフロンティア
プロジェクト

令和7年10月より、「けんしんフロンティアプロジェクト」の一環として、香川大学西成ゼミとのコラボレーションを実施いたしました。この取組みは、香川大学の西成教授および西成ゼミの学生の皆さまの協力を得て、当組合取引先事業者さまの悩みや課題の解決に向けた活動を行うものです。

今回は、取引先事業者さま4先に対し、学生の皆さまが実際に現地を視察、事業者さまと対話し、解決策のアイデアを出していただきました。

産・学・金が一体となって地域社会の活性化を目指す取組みであり、今後も継続的な活動を予定しております。





太古の森(三木町)

資料編 DATA

貸借対照表	51
損益計算書、剰余金処分計算書	59
経営指標	61
リスク管理債権、金融再生法開示債権の状況	63
預金に関する指標	64
融資に関する指標	65
その他業務に関する指標	67
中小企業金融円滑化に対する取組み	71
「経営者保証に関するガイドライン」への対応について ..	71
役員等の報酬体系	72
沿革	73
中央機関の役割	75



志々島 天空の花畑(三豊市)

財 務 諸 表

貸借対照表

(単位:千円)

預け金
他の金融機関に預けている預金です。

貸出金
組合員の方々にお使いいただいている資金です。

未決済為替貸
振込などの内国為替取引において、為替通知を受信してから銀行間の資金決済が行われるまでの間に時間差があり、その間その資金を一時的に立替えを行う勘定です。

繰延税金資産
税効果会計の適用により、将来回収が見込まれる税金の金額です。

債務保証見返
お客さまのご融資等を保証した場合、そのお客さまに対する求償権の金額です。

貸倒引当金
将来発生が予想される貸倒損失をあらかじめ積立てた金額です。つまり、貸出金が戻ってこない場合の備えとなるものです。

資 産		令和5年度 (第72期)	令和6年度 (第73期)	令和7年度 (第74期)
現	金	926,699	877,513	913,414
預	け 金	23,867,379	18,461,658	20,839,263
有	価 証 券	18,625,790	19,466,953	18,877,312
	国 債	1,934,200	1,779,590	1,981,130
	地 方 債	1,205,730	1,486,560	752,400
	社 債	6,163,250	7,516,766	7,765,300
	株 式	92,016	92,016	121,476
	その他の有価証券	4,568,833	3,728,113	3,843,070
	外 国 証 券	4,661,761	4,863,907	4,413,936
貸	出 金	82,628,837	83,418,581	83,789,957
	割 引 手 形	19,751	6,650	1,000
	手 形 貸 付	4,070,468	4,164,192	4,008,956
	証 書 貸 付	76,250,924	77,061,811	77,698,856
	当 座 貸 越	2,287,692	2,185,925	2,081,144
そ の 他 資 産		997,886	1,034,754	887,779
	未 決 済 為 替 貸	26,544	11,614	18,937
	全 信 組 連 出 資 金	546,700	546,700	546,700
	前 払 費 用	772	1,181	2,103
	未 収 収 益	149,823	138,942	156,713
	そ の 他 の 資 産	274,044	336,315	163,324
有 形 固 定 資 産		2,856,627	2,844,246	2,813,814
	建 物	526,839	495,985	469,148
	土 地	2,210,763	2,210,763	2,210,763
	その他の有形固定資産	119,023	137,496	133,901
無 形 固 定 資 産		16,574	33,370	27,986
	ソ フ ト ウ ェ ア	10,589	27,385	22,001
	その他の無形固定資産	5,985	5,985	5,985
繰 延 税 金 資 産		142,875	236,410	234,768
債 務 保 証 見 返		38,088	36,309	22,187
貸 倒 引 当 金		△ 991,604	△ 804,959	△ 853,938
(うち個別貸倒引当金)		(△ 914,973)	(△ 663,633)	(△ 665,894)
資 産 の 部 合 計		129,109,153	125,604,838	127,552,545

(単位:千円)

負債及び純資産		令和5年度 (第72期)	令和6年度 (第73期)	令和7年度 (第74期)
預 金 積 金	預 金 積 金	119,309,596	116,360,878	117,872,450
	当 座 預 金	257,708	255,951	213,773
	普 通 預 金	34,570,650	34,532,811	34,404,422
	貯 蓄 預 金	21,117	25,892	26,790
	通 知 預 金	129,182	10,000	—
	別 段 預 金	795,701	937,657	992,402
	納 税 準 備 預 金	8,755	8,485	7,896
	定 期 預 金	78,452,606	75,889,087	77,772,078
	定 期 積 金	5,073,875	4,700,993	4,455,087
借 用 金		2,300,000	2,300,000	2,300,000
そ の 他 負 債	そ の 他 負 債	487,418	437,036	567,138
	未 決 済 為 替 借	39,386	21,932	33,344
	未 払 費 用	72,047	104,043	210,623
	給 付 補 填 備 金	3,236	2,246	2,352
	未 払 法 人 税 等	72,789	6,166	9,360
	前 受 収 益	35,800	44,659	45,770
	払 戻 未 済 金	65,752	52,697	58,668
	職 員 預 り 金	97,246	90,356	83,117
	そ の 他 の 負 債	101,159	114,934	123,901
賞 与 引 当 金		73,000	73,000	75,000
役 員 賞 与 引 当 金		—	—	—
退 職 給 付 引 当 金		177,190	173,995	168,140
役 員 退 職 慰 労 引 当 金		26,440	36,240	46,040
睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金		4,978	3,284	1,852
偶 発 損 失 引 当 金		7,269	11,640	19,769
繰 延 税 金 負 債		—	—	—
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債		295,904	303,606	303,606
債 務 保 証		38,088	36,309	22,187
負 債 の 部 合 計		122,719,884	119,735,992	121,376,185
(純 資 産 の 部)				
出 資 金	出 資 金	2,399,041	2,426,501	2,455,001
	普 通 出 資 金	2,399,041	2,426,501	2,455,001
利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金	4,033,966	4,275,594	4,568,267
	利 益 準 備 金	1,180,000	1,200,000	1,230,000
	そ の 他 利 益 剰 余 金	2,853,966	3,075,594	3,338,267
	特 別 積 立 金	657,000	657,000	657,000
	(うち経営基盤強化積立金)	(150,000)	(150,000)	(150,000)
	当 期 未 処 分 剰 余 金	2,196,966	2,418,594	2,681,267
	(当期純利益)	(185,476)	(265,488)	(316,684)
組 合 員 勘 定 計		6,433,007	6,702,095	7,023,268
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金		△ 806,271	△ 1,588,080	△ 1,601,739
土 地 再 評 価 差 額 金		762,533	754,830	754,830
純 資 産 の 部 合 計		6,389,268	5,868,846	6,176,359
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計		129,109,153	125,604,838	127,552,545

預金積金

お客さまからお預りしている預金です。

未決済為替借

振込などの内国為替取引において、為替通知を発信してから銀行間の資金決済が行われるまでの間に時間差があり、その間その資金を一時的に預かっておく勘定です。

給付補填備金

定期積金の各口座の払込状況に基づき、初回掛込みから期末までに発生した給付補填備金（利息相当分）の所要額を留保しているものです。

債務保証

お客さまに直接ご融資等を行う代わりに組合の保証により政府系金融機関等から融資を受けた場合、組合が債権者に対して負っている保証すべき金額です。

純資産の部

お客さまから出資いただいている出資金と、これまでに蓄えた利益との合計額です。一般の会社で言う資本に相当する部分です。

利益準備金

法律で積立が義務付けられている積立金のうち、利益剰余金から積み立てる積立金です。

当期末処分剰余金

総代会で剰余金の処分が決定するまでの間、「当期純利益」及び「前期繰越金」等を合算したものです。

その他有価証券評価差額金

所有する有価証券の簿価と時価との差額を表しています。

- (注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
3. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 土地の再評価に関する法律（平成10年法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産に計上しております。
- | | |
|---------------------|---|
| 再評価を行った年月日 | 平成10年10月30日 |
| 当該事業用土地の再評価前の帳簿価額 | 917百万円 |
| 当該事業用土地の再評価後の帳簿価額 | 1,976百万円 |
| 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 | 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年政令第119号）第2条第4号に基づいて、地価税の課税対象価格（財産評価基準書路線価）により算出しております。 |
- 同法第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額
- | | |
|--|----------|
| | 1,457百万円 |
|--|----------|
5. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----|---------|
| 建 物 | 15年～39年 |
| その他 | 3年～10年 |
6. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は定額法を採用しております。なお、自組合利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。
7. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、零としております。
8. 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
9. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
- 上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店（営業関連部署）の協力の下に融資部（資産査定部署）が資産査定を実施し、当該部署から独立した法務監査部（資産監査部署）が査定結果を監査しております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は535百万円であります。
10. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
11. 当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合設立型企业年金基金）に加入しており、当組合の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
- なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況、制度全体に占める当組合の掛金拠出割合及び補足説明については次のとおりです。
- (1) 制度全体の積立状況に関する事項（令和7年3月31日現在）
- | | |
|----------------|------------|
| 年金資産の額 | 243,135百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額 | 207,181百万円 |
| 差引額 | 35,953百万円 |
- (2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合（令和6年4月分～令和7年3月分）
- | |
|--------|
| 0.967% |
|--------|
- (3) 補足説明
- 上記（1）の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高8,850百万円及び財政上の剰余金44,804百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間20年の元利均等償却であり、当組合は当事業年度の計算書類上、特別掛金39百万円を費用処理しております。
- なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記（2）の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しておりません。
12. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
13. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認める額を計上しております。
14. 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
15. 有形固定資産に係る控除対象外消費税等は、当事業年度の費用に計上しております。

16. 収益の計上方法

当組合の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務は、金融サービスに係る役務の提供であります。顧客との契約から生じる収益については、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

17. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 87百万円

18. 有形固定資産の減価償却累計額 1,899百万円

19. 有形固定資産の圧縮記帳額 66百万円

20. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の貸出金、「その他資産」の中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 387百万円

危険債権額 2,050百万円

三月以上延滞債権額 17百万円

貸出条件緩和債権額 140百万円

合計額 2,595百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の理由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定返済日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

21. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1百万円であります。

22. 担保に供している資産は、次のとおりであります。

担保に供している資産 預 け 金 2,000百万円

国 債 1,489百万円

事 業 債 1,172百万円

担保資産に対する債務 借 用 金 2,300百万円

上記のほか、公金取扱い、為替取引及び日本銀行蔵入復代理店取引のために、預け金3,010百万円を担保として提供しております。

23. 出資1口当たりの純資産額は2,515円82銭です。

24. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（A L M）をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客さまに対する貸出金です。また、有価証券は主に債券、投資信託及び株式であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客さまからの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に常勤理事会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、法務監査部がチェックしております。有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当組合は、A L Mによって金利の変動リスクを管理しております。A L Mに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、常勤理事会において決定されたA L Mに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで常勤理事会に報告しております。

(ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、常勤理事会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用基本規程に従い行っております。このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。総務部に保有している株式の多くは、その他の目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。これらの情報は総務部を通じ、理事会に定期的に報告されております。

(iii) 市場リスクに係る定量的情報

当組合では、保有する全ての有価証券の市場リスクをV a Rにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当組合のV a Rは、証券会社提供のシステムを利用して分散共分散法（保有期間60営業日、信頼区間99%、観測期間5年）により算出しており、令和8年3月31日（当事業年度の決算日）現在における当組合の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で507百万円であります。ただし、V a Rは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、A L Mを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金、預け金及び預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

25. 金融商品の時価等に関する事項

令和8年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組高出資金は、次表には含めておりません。また、借入金については、残存期間が短期間であり、時価が帳簿価額と近似していることから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	20,839	20,284	△ 554
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	—	—	—
その他有価証券	18,783	18,783	—
(3) 貸出金	83,789		
貸倒引当金	△ 850		
	82,939	81,102	△ 1,837
金 融 資 産 計	122,561	120,169	△ 2,392
(1) 預金積金	117,872	116,865	△ 1,006
金 融 負 債 計	117,872	116,865	△ 1,006

なお、貸出金、預け金及び預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。また、貸倒引当金は、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

① 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

② 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については26.から29.に記載しております。

③ 貸出金

貸出金は、以下の(i)～(ii)の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

(i) 6ヵ月以上延滞債権及び当座貸越等、将来キャッシュ・フローの見積もりが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）。

(ii) (i)以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利（SWAP等）で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

① 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。定期預金及び定期積金の時価は、一定の金額帯及び期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利（SWAP等）で割り引いた価額を時価としてみなしております。

(2) 市場価格のない株式等及び組高出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式（※1、※2）	92
組高出資金（※3）	559
その他	1
合 計	653

※1 非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

※2 当事業年度において、非上場株式については減損処理を行っておりません。

※3 組高出資金（全信組連出資金等）については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1 年 以 内	1 年 以 超 5 年 以 内	5 年 以 超 1 0 年 以 内	1 0 年 超
預け金	12,048	—	—	7,400
有価証券				
満期保有目的の債券	—	—	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの	1,800	7,174	5,049	2,300
貸出金	30,608	22,758	13,729	12,020
合 計	44,456	29,932	18,778	21,720

貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(4) 預金積金の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1 年 以 内	1 年 以 超 5 年 以 内	5 年 以 超 1 0 年 以 内	1 0 年 超
預金積金	81,397	33,834	—	—
合 計	81,397	33,834	—	—

預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

26. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「短期社債」「社債」「株式」「その他の証券」が含まれております。以下29. まで同様であります。

- (1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。
- (2) 満期保有目的の債券はありません。
- (3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式はありません。
- (4) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

	貸借対照表 計 上 額	取 得 原 価	差 額
株 式	—	—	—
債 券	—	—	—
国 債	—	—	—
地 方 債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社 債	—	—	—
そ の 他	1,149	1,095	54
小 計	1,149	1,095	54

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表 計 上 額	取 得 原 価	差 額
株 式	29百万円	31百万円	△ 2百万円
債 券	10,498	11,392	△ 893
国 債	1,981	2,410	△ 429
地 方 債	752	798	△ 45
短期社債	—	—	—
社 債	7,765	8,183	△ 418
そ の 他	7,105	7,866	△ 760
小 計	17,634	19,290	△ 1,656
合 計	18,783	20,385	△ 1,601

- (注) その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。当事業年度における減損処理額はありません。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、期末の時価が簿価の50%以下の場合は減損処理を行い、期末の時価が簿価の50%超70%未満の場合は発行会社の財務内容などにより判断しております。

27. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

28. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売 却 価 額	売 却 益	売 却 損
527百万円	39百万円	78百万円

29. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1 年 以 内	1 年 超 5 年 以 内	5 年 超 10 年 以 内	10 年 超
債 券	1,300百万円	4,900百万円	3,000百万円	2,200百万円
国 債	—	800	—	1,600
地 方 債	200	—	600	—
短期社債	—	—	—	—
社 債	1,100	4,100	2,400	600
そ の 他	500	2,274	2,049	100
合 計	1,800	7,174	5,049	2,300

30. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、21,053百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが21,053百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極額額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

31. 繰延税金資産及び繰延税金負債

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	282百万円
その他有価証券評価差額金	454
退職給付引当金損金算入限度超過額	47
減価償却超過額	10
役員退職慰労引当金	13
賞与引当金	21
有価証券の減損	0
固定資産の減損	25
税務上の繰越欠損金（注）	12
その他	16
繰延税金資産小計	884
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）	—
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 650
繰延税金資産合計	234
繰延税金負債合計	—
繰延税金資産の純額	234

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

(単位：百万円)

	1 年 以 内	1 年 超 2 年 以 内	2 年 超 3 年 以 内	3 年 超 4 年 以 内	4 年 超	合 計
税務上の繰越欠損金（a）	—	—	—	—	12	12
評価性引当額	—	—	—	—	—	—
繰延税金資産	—	—	—	—	12	(b) 12

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金について、繰延税金資産12百万円を計上しております。この税務上の繰越欠損金は、大口与信先の債権売却等により生じたものであります。

当該税務上の繰越欠損金については、将来課税所得の見込みにより回収可能と判断し、評価性引当額を認識しておりません。

32. 重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に影響を及ぼす可能性のあるものは、次のとおりです。

(1) 貸倒引当金

① 当事業年度に係る計算書類に計上した額

貸倒引当金 853百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(i) 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、上記、（注）9.に記載しております。

(ii) 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、判断しております。

(iii) 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 固定資産の減損

① 当会計年度の計算書類に計上した金額

減損損失 一百万円、有形固定資産 2,813百万円、無形固定資産 27百万円

(i) 算出方法

支店別損益実績、支店別事業計画及び固定資産の時価等に基づき、減損損失の兆候、認識、測定を行っております。当事業年度は、兆候のある資産グループにおいて、割引前将来キャッシュ・フローが資産グループの帳簿価額を上回っていることから、減損損失は認識しておりません。

(ii) 主要な仮定

将来キャッシュ・フローの算出に用いた支店別事業計画における主要な仮定は、貸出金の期中平均残高、貸出金利回り及び有価証券の運用損益であります。これらについては、過去における実績、現状の当組合を取り巻く経営環境、金利や市場の動向等の経済環境を踏まえて算定しております。

(iii) 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

他の金融機関との競合、市場の不安定性等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類において減損損失が発生し、重要な影響を及ぼす可能性があります。

損益計算書

（単位：千円）

資金運用収益

組合が、貸出金・有価証券・預け金等で運用して受け取った利息や配当金です。

役務取引等収益

為替手数料やその他の手数料です。

償却債権取立益

貸倒れとして既に償却した貸出金・仮払金等を回収したものです。

資金調達費用

事業活動に必要な資金を調達するために要した費用です。主にお客さまにお支払いした預金利息です。

給付補填備金繰入額

定期積金の給付補填備金（利息相当額）の所要不足額を期末に繰り入れたものです。

役務取引等費用

組合が支払った為替手数料やその他の手数料、消費者ローンの保証料、住宅ローンの団体信用生命保険料です。

その他業務費用

主に債券などの取引により発生した損失金額です。

その他経常費用

主に貸倒引当金に繰り入れた金額、株式等の取引により発生した損失金額です。

貸出金償却

貸出金およびこれに準ずる債権のうち、回収不能となったものを償却しています。損益計算書では個別貸倒引当金の目的取崩額を相殺して表示しております。

科 目	令和5年度 (第72期)	令和6年度 (第73期)	令和7年度 (第74期)
経 常 収 益	2,286,340	2,458,406	2,779,721
資 金 運 用 収 益	2,134,405	2,212,670	2,441,207
貸 出 金 利 息	1,773,783	1,854,792	1,995,205
預 け 金 利 息	66,808	66,060	102,807
有 価 証 券 利 息 配 当 金	274,382	272,386	323,763
そ の 他 の 受 入 利 息	19,431	19,431	19,431
役 務 取 引 等 収 益	113,878	142,457	205,591
受 入 為 替 手 数 料	17,896	17,679	18,562
そ の 他 の 役 務 収 益	95,981	124,777	187,028
そ の 他 業 務 収 益	20,430	93,282	101,813
国 債 等 債 券 売 却 益	14,850	75,581	39,337
国 債 等 債 券 償 還 益	907	—	38,448
そ の 他 の 業 務 収 益	4,672	17,701	24,027
そ の 他 経 常 収 益	17,626	9,996	31,108
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	—	—	—
償 却 債 権 取 立 益	9,349	8,214	29,352
株 式 等 売 却 益	7,925	—	—
金 銭 の 信 託 運 用 益	—	—	—
そ の 他 の 経 常 収 益	351	1,781	1,756
経 常 費 用	1,993,611	2,347,932	2,420,888
資 金 調 達 費 用	29,930	85,421	184,529
預 金 利 息	28,990	83,508	182,138
給 付 補 填 備 金 繰 入 額	1,455	1,378	1,939
譲 渡 性 預 金 利 息	—	—	—
借 用 金 利 息	△ 1,038	44	—
そ の 他 の 支 払 利 息	523	490	451
役 務 取 引 等 費 用	345,146	356,262	363,444
支 払 為 替 手 数 料	12,823	13,221	13,371
そ の 他 の 役 務 費 用	332,323	343,041	350,072
そ の 他 業 務 費 用	12,167	37,834	85,357
国 債 等 債 券 売 却 損	11,690	37,582	78,969
国 債 等 債 券 償 還 損	—	—	3,797
国 債 等 債 券 償 却	—	—	—
そ の 他 の 業 務 費 用	477	252	2,590
経 常 費	1,476,862	1,512,140	1,550,063
人 件 費	934,428	974,067	984,741
物 件 費	479,288	478,090	506,330
税 金	63,145	59,982	58,991
そ の 他 経 常 費 用	129,504	356,273	237,493
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	72,108	65,919	90,641
偶 発 損 失 引 当 金 繰 入 額	3,133	4,371	8,128
貸 出 金 償 却	37,469	69,874	91,777
株 式 等 売 却 損	—	—	—
株 式 等 償 却	—	—	—
金 銭 の 信 託 運 用 損	—	—	—
そ の 他 資 産 償 却	1,268	1,839	1,525
そ の 他 の 経 常 費 用	15,525	214,269	45,419

(単位:千円)

科 目	令和5年度 (第72期)	令和6年度 (第73期)	令和7年度 (第74期)
経 常 利 益	292,729	110,473	358,832
特 別 利 益	—	—	—
固 定 資 産 処 分 益	—	—	—
そ の 他 の 特 別 利 益	—	—	—
特 別 損 失	595	0	0
固 定 資 産 処 分 損	595	0	0
減 損 損 失	—	—	—
そ の 他 の 特 別 損 失	—	—	—
税 引 前 当 期 純 利 益	292,133	110,473	358,832
法人税、住民税及び事業税	104,710	△ 61,480	40,506
過 年 度 法 人 税 等	—	—	—
法 人 税 等 調 整 額	1,946	△ 93,535	1,641
当 期 純 利 益	185,476	265,488	316,684
繰 越 金 当 期 首 残 高	2,011,489	2,153,106	2,364,582
経 営 基 盤 強 化 積 立 金 取 崩 額	—	—	—
土 地 再 評 価 差 額 金 取 崩 額	—	—	—
当 期 末 処 分 剩 余 金	2,196,966	2,418,594	2,681,267

特別利益

継続的に発生することのない利益額を計上しています。

特別損失

継続的に発生することのない損失額を計上しています。

法人税・住民税及び事業税

法人税、住民税、事業税の引当額ならびに配当利子所得税の源泉徴収された額を処理しています。

法人税等調整額

税効果会計の適用により計上される法人税、住民税、事業税の調整額を計上しています。

- (注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資1口当たりの当期純利益 128円59銭
3. 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

剰余金処分計算書

(単位:円)

科 目	令和5年度 (第72期)	令和6年度 (第73期)	令和7年度 (第74期)
当 期 末 処 分 剩 余 金	2,196,966,295	2,418,594,983	2,681,267,100
特 別 積 立 金 取 崩 額	—	—	—
計	2,196,966,295	2,418,594,983	2,681,267,100
剰 余 金 処 分 額	43,859,659	54,012,376	70,347,191
出 資 に 対 す る 配 当 金	23,859,659 (年1%)	24,012,376 (年1%)	30,347,191 (年1.25%)
利 益 準 備 金	20,000,000	30,000,000	40,000,000
繰 越 金 (当 期 末 残 高)	2,153,106,636	2,364,582,607	2,610,919,909

利益準備金

出資の総額に達するまで毎事業年度の剰余金より積み立てることが義務づけられています。

業務粗利益及び業務純益等

(単位:千円)

項	目	令和6年度	令和7年度
資 金	資 金 運 用 収 益	2,212,670	2,441,207
	資 金 調 達 費 用	85,421	184,529
	資 金 運 用 収 支	2,127,249	2,256,678
役 務	役 務 取 引 等 収 益	142,457	205,591
	役 務 取 引 等 費 用	356,262	363,444
	役 務 取 引 等 収 支	△ 213,805	△ 157,853
そ の 他	そ の 他 業 務 収 益	93,282	101,813
	そ の 他 業 務 費 用	37,834	85,357
	そ の 他 の 業 務 収 支	55,448	16,456
業 務 粗 利 益		1,968,891	2,115,280
業 務 粗 利 益 率		1.56%	1.70%
業 務 純 益		401,856	528,300
実 質 業 務 純 益		466,551	575,017
コ ア 業 務 純 益		428,552	579,997
コ ア 業 務 純 益 (投資信託解約損益を除く。)		451,802	579,997

- (注) 1. 業務粗利益率＝業務粗利益／資金運用勘定平均残高×100
 2. 業務純益＝業務収益－（業務費用－金銭の信託運用見合費用）
 3. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
 4. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益

資金運用勘定・調達勘定の平均残高、利息、利回

(単位:千円、%)

項	目	令和6年度	令和7年度
資 金 運 用 勘 定	平 均 残 高	125,986,022	124,254,876
	利 息	2,212,670	2,441,207
	利 回	1.75	1.96
	う ち 貸 出 金		
	平 均 残 高	83,758,690	83,977,179
	利 息	1,854,792	1,995,205
	利 回	2.21	2.37
	う ち 預 け 金		
	平 均 残 高	21,656,737	19,347,317
	利 息	66,060	102,807
	利 回	0.30	0.53
	う ち 有 価 証 券		
	平 均 残 高	20,023,894	20,383,679
	利 息	272,386	323,763
	利 回	1.36	1.58
	う ち そ の 他		
	平 均 残 高	546,700	546,700
	利 息	19,431	19,431
	利 回	3.55	3.55
資 金 調 達 勘 定	平 均 残 高	121,214,276	119,262,804
	利 息	85,421	184,529
	利 回	0.07	0.15
	う ち 預 金 積 金		
	平 均 残 高	118,798,424	116,872,346
	利 息	84,886	184,078
	利 回	0.07	0.15
	う ち 借 用 金		
	平 均 残 高	2,317,534	2,300,000
	利 息	44	0
	利 回	0.00	0.00
	う ち そ の 他		
	平 均 残 高	98,317	90,458
	利 息	490	451
	利 回	0.49	0.49

役務取引の状況

(単位:千円)

項 目	令和6年度	令和7年度
役 務 取 引 等 収 益	142,457	205,591
受 入 為 替 手 数 料	17,679	18,562
そ の 他 の 役 務 収 益	124,777	187,028
役 務 取 引 等 費 用	356,262	363,444
支 払 為 替 手 数 料	13,221	13,371
そ の 他 の 役 務 費 用	343,041	350,072

受取利息・支払利息の増減

(単位:千円)

項 目	令和6年度	令和7年度
受 取 利 息 の 増 減	78,265	228,537
支 払 利 息 の 増 減	55,491	99,147

その他業務収益の状況

(単位:千円)

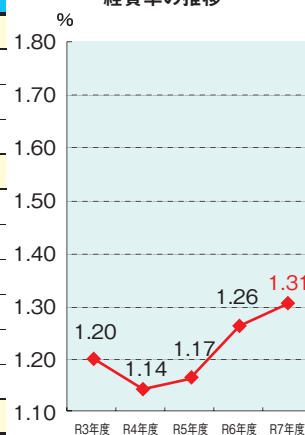
項 目	令和6年度	令和7年度
外 国 為 替 売 買 益	—	—
商 品 有 価 証 券 売 買 益	—	—
国 債 等 債 券 売 却 益	75,581	39,337
国 債 等 債 券 償 還 益	—	38,448
そ の 他 の 業 務 収 益	17,701	24,027
そ の 他 業 務 収 益 合 計	93,282	101,813

経費の内訳

(単位:千円)

項 目	令和6年度	令和7年度
人 件 費	974,067	984,741
報 酬 給 料 手 当	792,494	799,976
退 職 給 付 費 用	43,386	42,424
社 会 保 険 料 等	138,187	142,339
物 件 費	478,090	506,330
事 務 費	251,862	271,314
固 定 資 産 費	70,918	72,834
事 業 費	33,124	39,978
人 事 厚 生 費	22,235	21,469
預 金 保 険 料	17,657	16,848
そ の 他	82,291	83,885
税 金	59,982	58,991
経 費 合 計	1,512,140	1,550,063

経費率の推移



諸比率・利回の状況

(単位:%)

項 目	令和6年度	令和7年度
総 資 産 経 常 利 益 率	0.08	0.28
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.20	0.24
資 金 運 用 利 回	1.75	1.96
資 金 調 達 原 価 率	1.30	1.44
総 資 金 利 鞘	0.44	0.51
預 貸 率	期 中 平 均	70.50
	期 末	71.68
預 証 率	期 中 平 均	16.85
	期 末	16.72

総資産経常利益率

資産規模に対する利益の比率を見る指標です。

総資産当期純利益率

総資産に対する当期純利益の割合を表したものです。

総資金利鞘

運用資金全体の収益力を見る指標です。

預貸率

預金量に対する貸出金の比率を表したものです。

預証率

預金量に対する有価証券の保有割合を表したものです。

$$(注) 総資産経常(当期)利益率 = \frac{\text{経常(当期)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$$

資 料 協金法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

協金法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円、%)

区 分	年 度	債 権 額 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保 全 額 (D)=(B)+(C)	保 全 率 (D)÷(A)	引 当 率 (C)÷(A-B)
破 産 更 生 債 権 及 び こ れ ら に 準 ず る 債 権	令和6年度	460	408	52	460	100.00	100.00
	令和7年度	387	338	48	387	100.00	100.00
危 険 債 権	令和6年度	2,029	1,125	583	1,708	84.22	64.58
	令和7年度	2,050	1,084	488	1,572	76.68	50.51
要 管 理 債 権	令和6年度	136	25	49	74	54.43	44.17
	令和7年度	157	50	63	113	72.15	59.15
	三 月 以 上 延 滞 債 権	令和6年度	18	3	7	44.92	31.39
		令和7年度	17	3	7	43.89	29.80
	貸 出 条 件 緩 和 債 権	令和6年度	118	21	29	43.37	30.80
		令和7年度	140	46	33	57.09	35.69
小 計	令和6年度	2,626	1,558	686	2,244	85.44	64.20
	令和7年度	2,595	1,473	600	2,073	79.89	53.49
正 常 債 権	令和6年度	80,907					
	令和7年度	81,302					
合 計	令和6年度	83,534					
	令和7年度	83,898					

- (注) 1. 「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により、経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（1. に掲げるものを除く。）です。
3. 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（1. 及び2. に掲げるものを除く。）です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金（1. 、2. 及び4. に掲げるものを除く。）です。
6. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権（1. 、2. 及び3. に掲げるものを除く。）です。
7. 「担保・保証額（B）」とは、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いた額を計上しております。
9. 「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものです。
10. 金額は決算後（償却後）の計数です。

預 金 業 務

預金科目別残高

(単位:千円)

科 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
当 座 預 金	363,179	298,543	257,708	255,951	213,773
普 通 預 金	33,093,366	33,746,785	34,570,650	34,532,811	34,404,422
貯 蓄 預 金	16,849	22,561	21,117	25,892	26,790
通 知 預 金	129,182	129,182	129,182	10,000	—
定 期 預 金	82,183,162	83,647,674	78,452,606	75,889,087	77,772,078
固 定 金 利 定 期	82,183,162	83,647,674	78,452,606	75,889,087	77,772,078
変 動 金 利 定 期	—	—	—	—	—
定 期 積 金	5,598,521	5,335,644	5,073,875	4,700,993	4,455,087
そ の 他 の 預 金	973,313	954,644	804,456	946,143	1,000,298
合 計	122,357,574	124,135,034	119,309,596	116,360,878	117,872,450

預金科目別平均残高

(単位:千円、%)

科 目	令 和 6 年 度	構成比	令 和 7 年 度	構成比
当 座 預 金	286,249	0.24	288,800	0.24
普 通 預 金	35,635,914	29.99	35,397,495	30.28
貯 蓄 預 金	22,314	0.01	26,136	0.02
通 知 預 金	48,834	0.04	—	—
定 期 預 金	77,896,719	65.57	76,558,709	65.50
固 定 金 利 定 期	77,896,719	65.57	76,558,709	65.50
変 動 金 利 定 期	—	—	—	—
定 期 積 金	4,822,480	4.05	4,500,035	3.85
そ の 他 の 預 金	85,913	0.07	89,404	0.07
合 計	118,798,424	100.00	116,872,346	100.00

預金者別預金残高

(単位:百万円、%)

区 分	令 和 6 年 度	構成比	令 和 7 年 度	構成比
個 人	103,184	88.67	105,624	89.60
法 人	13,176	11.32	12,247	10.39
一 般 法 人	11,231	9.65	11,167	9.47
金 融 機 関	2	0.00	5	0.00
公 金	1,942	1.66	1,074	0.91
合 計	116,360	100.00	117,872	100.00

職員1人当たり・1店舗当たりの預金残高

(単位:千円)

区 分	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度
職員1人当たりの預金残高	819,442	841,946
1店舗当たりの預金残高	6,844,757	6,933,673

融 資 業 務

貸出金科目別残高

(単位:千円)

科 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
割 引 手 形	43,355	23,287	19,751	6,650	1,000
手 形 貸 付	3,717,380	3,732,765	4,070,468	4,164,192	4,008,956
証 書 貸 付	74,250,468	76,328,130	76,250,924	77,061,811	77,698,856
うち固定金利扱い	44,391,194	45,161,737	44,318,404	46,158,348	46,247,477
うち変動金利扱い	32,183,087	32,351,242	31,932,520	30,903,463	31,451,379
当 座 貸 越	2,327,078	2,264,763	2,287,692	2,185,925	2,081,144
合 計	80,338,282	82,348,946	82,628,837	83,418,581	83,789,957

貸出金科目別平均残高

(単位:千円、%)

科 目	令和6年度	構成比	令和7年度	構成比
割 引 手 形	15,432	0.01	8,938	0.01
手 形 貸 付	4,385,210	5.23	4,292,939	5.11
証 書 貸 付	77,095,139	92.04	77,519,906	92.31
当 座 貸 越	2,262,907	2.70	2,155,395	2.56
合 計	83,758,690	100.00	83,977,179	100.00

貸出金使途別残高

(単位:千円、%)

区 分	令和6年度	構成比	令和7年度	構成比
運 転 資 金	29,111,057	34.89	28,414,572	33.91
設 備 資 金	54,307,523	65.10	55,375,385	66.08
合 計	83,418,581	100.00	83,789,957	100.00

貸出金及び債務保証見返の担保別残高

(単位:千円)

区 分	令和6年度		令和7年度	
	貸 出 金	債務保証見返	貸 出 金	債務保証見返
当 組 合 預 金 積 金	667,894	3,700	658,703	0
有 価 証 券	38,118	—	33,582	—
動 産 不 動 産	45,571,107	—	45,492,615	—
そ の 他	—	—	—	—
小 計	46,277,119	3,700	46,184,901	0
信用保証協会信用保険	18,078,966	—	19,306,295	—
保 証	—	—	—	45
信 用	19,062,494	32,609	18,298,759	22,142
合 計	83,418,581	36,309	83,789,957	22,187

貸出金業種別残高

(単位:千円、%)

区 分	令和 6 年 度		令和 7 年 度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
製 造 業	1,242,864	1.48	1,345,010	1.60
農 業、林 業	27,900	0.03	21,602	0.02
漁 業	24,216	0.02	19,572	0.02
鉱 業、採石業、砂利採取業	376	0.00	—	—
建 設 業	5,035,999	6.03	4,677,504	5.58
電気、ガス、熱供給、水道業	2,228,538	2.67	2,186,367	2.60
情 報 通 信 業	46,130	0.05	45,431	0.05
運 輸 業、郵 便 業	1,583,785	1.89	1,532,886	1.82
卸 売 業、小 売 業	3,840,595	4.60	3,840,981	4.58
金 融 業、保 険 業	4,543,010	5.44	4,536,441	5.41
不 動 産 業	22,224,505	26.64	23,216,349	27.70
物 品 賃 貸 業	173,039	0.20	255,576	0.30
学術研究、専門・技術サービス業	1,040,111	1.24	1,017,358	1.21
宿 泊 業	910,039	1.09	933,551	1.11
飲 食 業	1,017,402	1.21	899,496	1.07
生活関連サービス業、娯楽業	2,112,621	2.53	1,853,609	2.21
教 育、学 習 支 援 業	107,706	0.12	123,547	0.14
医 療、福 祉	1,023,510	1.22	959,386	1.14
そ の 他 の サ ー ビ ス	1,399,621	1.67	1,808,922	2.15
そ の 他 の 産 業	81,766	0.09	74,376	0.08
小 計	48,663,742	58.33	49,347,972	58.89
地 方 公 共 団 体	8,618,065	10.33	8,001,724	9.54
雇 用・能 力 開 発 機 構 等	—	—	—	—
個人(住宅・消費・納税資金等)	26,136,772	31.33	26,440,260	31.55
合 計	83,418,581	100.00	83,789,957	100.00

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位:千円、%)

区 分	令和 6 年 度	構成比	令和 7 年 度	構成比
消 費 者 ロ ー ン	7,754,953	35.06	7,797,034	35.46
住 宅 ロ ー ン	14,362,287	64.94	14,191,746	64.54
合 計	22,117,240	100.00	21,988,780	100.00

職員1人当たり・1店舗当たりの貸出金残高

(単位:千円)

区 分	令和 6 年 度	令和 7 年 度
職員1人当たりの貸出金残高	587,454	598,499
1店舗当たりの貸出金残高	4,906,975	4,928,821

代理業務

代理貸付残高の内訳

(単位:千円)

区 分	令和6年度	令和7年度
全国信用協同組合連合会	0	0
商工組合中央金庫	27,632	17,534
日本政策金融公庫	309	228
住宅金融支援機構	111,258	83,824
福祉医療機構	4,915	4,608
合 計	144,116	106,194

出 資 金

組合員数・出資金の推移

(単位:千円、人、口)

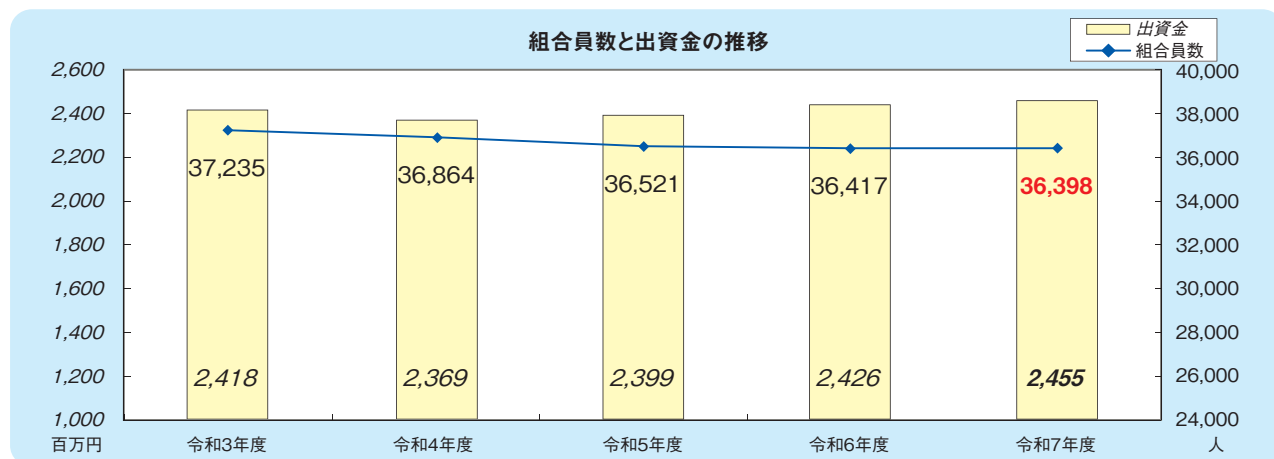
項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
出 資 金 ・ 組 合 員	個人	組 合 員	35,547	35,141	34,781	34,648	34,608
		出 資 金	2,006,539	1,959,974	1,980,223	2,002,584	2,020,509
	法人	組 合 員	1,688	1,723	1,740	1,769	1,790
		出 資 金	412,110	409,302	418,818	423,917	434,492
	合計	組 合 員	37,235	36,864	36,521	36,417	36,398
		出 資 金	2,418,649	2,369,276	2,399,041	2,426,501	2,455,001
	出 資 総 口 数		2,418,649	2,369,276	2,399,041	2,426,501	2,455,001
	出 資 配 当 率		1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.25%
	出資に対する配当金		24,584	24,039	23,859	24,012	30,347

(注) 1. 計数は、各年度期末日現在です。
2. 出資金1口の金額は1,000円であります。

●組合員資格

- ①香川県内に住所又は居所を有する方
- ②香川県内において事業を行う小規模の事業者
- ③香川県内において勤労に従事する方

ただし、前記①②の方については、常時使用する従業員の数が300人（卸売業・サービス業100人、小売業50人）かつ法人については資本の額又は出資の総額が3億円（卸売業1億円、小売業・サービス業5千万円）を超える事業者の方は除きます。



為 替

内国為替取扱実績

(単位:千円、件)

区 分		令 和 6 年 度		令 和 7 年 度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
送金	他 の 金 融 機 関 向 け	37,172	36,025,258	37,970	30,217,685
振込	他 の 金 融 機 関 か ら	77,861	37,585,469	80,350	36,278,691
代金	他 の 金 融 機 関 向 け	4	40,003	4	40,009
取立	他 の 金 融 機 関 か ら	—	—	—	—

有 価 証 券

有価証券種類別残高

(単位:千円)

科 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
国 債	3,399,030	2,316,740	1,934,200	1,779,590	1,981,130
地 方 債	2,672,930	1,414,080	1,205,730	1,486,560	752,400
社 債	7,629,951	5,880,060	6,163,250	7,516,766	7,765,300
株 式	101,803	103,387	92,016	92,016	121,476
外 国 証 券	3,182,968	4,119,245	4,661,761	4,863,907	4,413,936
そ の 他 の 証 券	5,051,363	4,463,387	4,568,832	3,728,113	3,843,070
合 計	22,038,047	18,296,900	18,625,790	19,466,953	18,877,312

有価証券種類別残存期間別残高

(単位:千円)

科 目	令 和 6 年 度						令 和 7 年 度					
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	期間の 定め ないもの	種類別 合計	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	期間の 定め ないもの	種類別 合計
国 債	—	—	313,110	1,466,480	—	1,779,590	—	793,560	—	1,187,570	—	1,981,130
地 方 債	1,199,930	—	286,630	—	—	1,486,560	198,280	—	554,120	—	—	752,400
社 債	1,130,536	3,417,440	2,341,230	627,560	—	7,516,766	1,094,380	3,960,520	2,176,080	534,320	—	7,765,300
株 式	—	—	—	—	92,016	92,016	—	—	—	—	121,476	121,476
外 国 証 券	475,340	2,150,266	2,152,791	85,510	—	4,863,907	498,335	2,024,010	1,810,721	80,870	—	4,413,936
その他の証券	93,180	—	173,810	—	3,461,123	3,728,113	—	174,800	49,244	—	3,619,026	3,843,070
合 計	2,898,986	5,567,706	5,267,571	2,179,550	3,553,140	19,466,953	1,790,995	6,952,890	4,590,165	1,802,760	3,740,502	18,877,312

有価証券種類別平均残高

(単位:千円、%)

科 目	令 和 6 年 度		令 和 7 年 度	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
国 債	2,121,225	10.59	2,158,288	10.58
地 方 債	1,087,058	5.42	858,713	4.21
社 債	6,767,725	33.79	8,069,125	39.58
株 式	92,016	0.45	106,122	0.52
外 国 証 券	4,988,009	24.91	4,728,020	23.19
そ の 他 の 証 券	4,967,859	24.80	4,463,408	21.89
合 計	20,023,894	100.00	20,383,679	100.00

有価証券の時価等情報

【満期保有目的の債券】

(単位:百万円)

項 目		令 和 6 年 度			令 和 7 年 度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	時価が貸借対照表計上額を超えるもの	—	—	—	—	—	—
	時価が貸借対照表計上額を超えないもの	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—
地 方 債	時価が貸借対照表計上額を超えるもの	—	—	—	—	—	—
	時価が貸借対照表計上額を超えないもの	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—
短 期 社 債	時価が貸借対照表計上額を超えるもの	—	—	—	—	—	—
	時価が貸借対照表計上額を超えないもの	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—
社 債	時価が貸借対照表計上額を超えるもの	—	—	—	—	—	—
	時価が貸借対照表計上額を超えないもの	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—
そ の 他	時価が貸借対照表計上額を超えるもの	—	—	—	—	—	—
	時価が貸借対照表計上額を超えないもの	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—
合 計	時価が貸借対照表計上額を超えるもの	—	—	—	—	—	—
	時価が貸借対照表計上額を超えないもの	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—

- (注) 1. 時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。
2. 「社債」には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債が含まれております。
3. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

【その他有価証券】

(単位:百万円)

項 目		令 和 6 年 度			令 和 7 年 度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	—	—	—	—	—	—
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	—	—	—	29	31	△ 2
	計	—	—	—	29	31	△ 2
債 券	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	901	900	0	—	—	—
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	9,881	10,534	△ 653	10,498	11,392	△ 893
	計	10,782	11,435	△ 652	10,498	11,392	△ 893
国 債	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	—	—	—	—	—	—
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	1,779	2,118	△ 338	1,981	2,410	△ 429
	計	1,779	2,118	△ 338	1,981	2,410	△ 429
地 方 債	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	500	499	0	—	—	—
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	986	999	△ 13	752	798	△ 45
	計	1,486	1,499	△ 13	752	798	△ 45
短 期 社 債	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	—	—	—	—	—	—
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—
社 債	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	401	400	0	—	—	—
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	7,115	7,416	△ 301	7,765	8,183	△ 418
	計	7,516	7,817	△ 300	7,765	8,183	△ 418
そ の 他	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	676	626	50	1,149	1,095	54
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	7,914	8,900	△ 985	7,105	7,866	△ 760
	計	8,590	9,526	△ 935	8,255	8,961	△ 706
合 計	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	1,577	1,526	51	1,149	1,095	54
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	17,795	19,434	△ 1,639	17,634	19,290	△ 1,656
	計	19,373	20,961	△ 1,588	18,783	20,385	△ 1,601

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。
2. 「社債」には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債が含まれております。
3. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

【市場価格のない株式等】

(単位:百万円)

区 分	令 和 6 年 度		令 和 7 年 度	
	貸借対照表計上額		貸借対照表計上額	
非 上 場 株 式	92		92	
そ の 他	1		1	
合 計	93		93	

公共債引受額

取扱いはありません。

公共債窓販額実績

(単位:千円)

種 別		令和6年度	令和7年度
国債	長期利付債10年	—	—
	個人向け利付債	13,300	87,890
合 計		13,300	87,890

お客様各位

2024年6月14日

香川県信用組合

タブレット端末を使用した「電子署名」導入のお知らせ

当組合では、得意先係がお客様のご自宅や会社で現金や通帳・証書等をお預かりする場合、及びお客様へのご返却やお届けする際の手続きを明確にするため、**令和6年7月19日(金)**よりタブレット端末を使用した「電子署名」の運用を開始いたします。

これに伴いまして、お客様から現金や通帳・証書をお預かりする際は、タブレット端末にてお取引内容をご確認いただいた上、「電子署名」をいただく取扱いと致します。

従来より、お客様にお渡ししております「受領書・預り証」につきましては、電子署名導入に伴い廃止させていただきます。

今後とも、お客様が満足いただけるよう、より一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 運用開始日 令和6年7月19日(金)

2. 「電子署名」によるお客様から現金・通帳・証書・払戻請求書等をお預かりする際の手続きについて

- ご訪問時に得意先係がお取引を受付した際、タブレット端末に登録したお取引内容及びお預かりの内容について、端末の画面上にてご確認ください。
- ご確認ください内容で相違なければ、お取引に関するお預かり内容に同意した証として、タブレット端末にてお客様ご自身の「電子署名」をいただきます。
- 「電子署名」をいただいた場合は、従来の「受領書・預り証」は発行致しません。
- なお、定期積金の現金掛込においては、これまでと同じく、通帳への領収印の押印が授受の証となりますので、「電子署名」等の手続きはございません。回次と掛込月をご確認ください。

3. お客様へ現金・通帳・証書等をお届けする際の手続きについて

上記のとおり、タブレット端末の画面上で、「電子署名」にてお預かり内容をご確認いただいている場合は、お届けの際、お受け取りいただくものをタブレット端末の画面上で確認いただいた上でお受け取りの証としてお客様から「電子署名」をいただきます。

当組合では、現金や通帳・証書等をお預かりする際に、「名刺やメモ」等をお渡しすることは絶対にありません。

ご不明・ご不審な点がございましたら、お取引店へご連絡ください。

以上

貸付の条件変更等の実施状況(令和2年3月10日～令和8年3月末)

〔お客さまが中小企業者である場合〕

	令和8年3月末現在	
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	929件	32,886百万円
うち、実行に係る貸付債権	899件	32,488百万円
うち、審査中に係る貸付債権	13件	282百万円
うち、謝絶の貸付債権	0件	0百万円
うち、取下げに係る貸付債権	17件	116百万円

〔お客さまが住宅資金借入者である場合〕

	令和8年3月末現在	
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	32件	370百万円
うち、実行に係る貸付債権	29件	311百万円
うち、審査中に係る貸付債権	0件	0百万円
うち、謝絶の貸付債権	0件	0百万円
うち、取下げに係る貸付債権	3件	59百万円

「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しております。経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っております。

「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る取り組み事例

経営者等から物的担保の提供がない場合でも、法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離され、法人のみの資産および収益力で将来にわたって借入返済が可能と判断した際には、債務者の意向も踏まえて、経営者保証を求めることなく融資を行いました。

「経営者保証に関するガイドライン」の取り組み状況

令和7年度に当組合において、「新規に無保証で融資した件数」は67件（前年度83件）、「新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合」は14.25%（前年度15.96%）、また、「保証契約を解除した件数」は9件（前年度0件）、「経営者保証のガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数」につきましては、該当がございませんでした。

対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務遂行の対価として支払う「基本報酬」および「賞与」、在任期間中の職務執行および特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されています。なお、当組合では、理事全員及び監事全員（非常勤を含む。）の報酬体系を開示しています。

1. 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しています。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額につきましては前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しています。また、各監事の基本報酬額および賞与額につきましては、監事の協議により決定しています。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っています。

2. 役員に対する報酬

（単位：百万円）

区 分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理 事	29	60
監 事	9	12
合 計	39	72

- （注） 1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。
 2. 支払人数は、理事9名、監事2名です。
 3. 使用人兼務理事4名の使用人分の報酬（賞与を含む）は、33,950千円です。
 4. 上記以外に支払った役員賞与金は、2,121千円です。
 5. 上記以外に支払った役員退職慰労金はありません。

3. その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第23号）第3条第1項第3号および第5条に該当する事項はありません。

対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員、当組合の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和7年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

- （注） 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者を含めております。
 2. 「同等額」は、令和7年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としています。
 3. 当組合の職員の給与、賞与および退職金は当組合における「給与規程」および「退職金規程」に基づき支払っています。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げること動機付けされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系ではありません。

当組合の歩み（沿革）

昭 和

27	10月	高松市天神前45番地にて「讃岐信用組合」を設立 ／本店、坂出、琴平、観音寺、仏生山各支所を開設
29	3月	「香川県信用組合」に名称変更
30	6月	小豆島支所を開店(31年5月に内海支所へ変更)
	8月	土庄、川東支所を開設
31	6月	長尾、三本松支所を開設
32	5月	「支所」を「支店」に変更、円座支店を開店
33	6月	丸亀支店を開店
35	4月	琴平支店を開店
	5月	坂出支店を開店
	7月	南支店を開店
	10月	屋島支店を開店
	10月	国民金融公庫代理業務の取扱開始
	12月	内海支店を新築移転開店
36	10月	高瀬支店を開店
	12月	新橋支店を開店
37	8月	三本松支店を新築開店
	11月	創立10周年記念式典を開催
38	12月	花園支店を開店
40	7月	西通町支店を開店
41	4月	住宅金融公庫代理業務の取扱開始
	10月	現本店ビルを新築、営業開始
42	12月	環境衛生金融公庫代理業務の取扱開始
43	1月	円座、仏生山支店新店舗へ移転、営業開始
44	3月	坂出支店新店舗へ移転、営業開始
45	8月	NHK受信料口座振替業務の取扱開始
	9月	内国為替業務の取扱開始
47	10月	創立20周年記念式典を開催
48	3月	預金量100億円達成
49	4月	日本電信電話公社収入金収納事務の取扱開始
50	6月	香川県公金収納事務の取扱開始
	8月	コンピュータ導入し始動
51	4月	四国電力㈱の電気料金収納事務の取扱開始
	8月	南支店新築移転、栗林支店に名称変更
	9月	預金量200億円達成
52	10月	創立25周年記念総決起大会、運動会を開催
54	7月	預金量300億円達成
	9月	土庄支店新築移転開店
55	12月	仏生山支店新築移転開店
56	11月	創立30周年記念総決起大会を開催
	12月	預金量400億円達成
57	8月	中央支店を開店
58	2月	円座支店を移転開店
	5月	預金業務のオンラインシステムスタート
59	7月	全国銀行為替データ通信に加盟
	12月	川東支店を新築移転開店
60	7月	融資業務のオンラインシステムスタート ／志度支店開店
	10月	預金量500億円達成
61	7月	けんしんキャッシュサービスを開始
62	10月	ふるさと香川オンラインサービスを開始 ／琴平支店を新築開店 ／創立35周年記念式典を開催
63	6月	預金量600億円達成
	11月	新橋支店を新築開店

平 成

元	7月	預金量700億円達成
	8月	長尾支店新築移転開店
2	7月	預金量800億円達成
	8月	高松市市制100周年記念「高松まつり」の総おどりに参加
	11月	全国信組キャッシュサービス、全国キャッシュサービスを開始 ／観音寺支店新築移転開店
3	9月	サンデーバンキングを開始
	12月	預金量900億円達成
4	10月	創立40周年記念式典を開催
	12月	預金量1,000億円達成
5	4月	香川県庁ロビー共同出張所を設置
6	1月	全国信用組合共同センターに加盟、業務開始
	3月	証券(国債窓販)業務の認可
	6月	渉外支援システムを導入
	7月	香川町役場共同出張所を設置
7	1月	懸賞金付定期預金「瀬戸の夢」発売開始
	10月	けんしん年金友の会発足
8	4月	香南町役場共同出張所を設置
	6月	味わい積金「ラーメン紀行」発売開始 ／長尾町役場共同出張所を設置
	11月	味わい積金「つけもの紀行」発売開始
9	10月	クライアントサーバーシステムを導入
	12月	国民金融公庫代理貸付の取扱いを全店で開始
10	9月	組合員を対象に、CD利用手数料返戻サービスを開始
	11月	懸賞付定期預金「味わい定期」発売開始
11	5月	共同センターのポスト第3次システムへ移行
12	2月	三本松支店で「宝くじ」の販売開始
	3月	デビットカードの取扱開始
	4月	「しんくみ郵貯提携システム」を開始
	7月	監督権限移管後、初の金融庁検査を受査
	10月	インターネットホームページを開設
13	1月	志度町役場共同出張所を設置
	3月	琴平町役場共同出張所を設置
	5月	ATM機による土曜・日曜・祝日の入金業務を開始
	6月	外部監査法人と監査契約を締結
	7月	損害保険窓口販売業務を開始
	9月	高松天満屋共同出張所を設置
	10月	通帳・証書預り管理システムを導入 ／けんしんネット(グループウェア)を導入
14	8月	花園支店を閉鎖、新橋支店に統合 ／内海支店を土庄支店内海出張所に種類変更
	10月	高瀬支店新築移転開店
	11月	創立50周年記念式典を開催
15	2月	共同センターの次期ALMシステムを導入
16	5月	インターネット・モバイルバンキングサービスを開始
	9月	台風16号被災者に対する特別ローンの取扱開始
	10月	通帳の副印鑑制度を廃止、印鑑照合(照会)システムを導入
	11月	ペイオフ対策の一環として、決済用預金の取扱開始
	12月	個人向け国債の取扱開始
17	1月	マルチペイメントネットワークサービスの取扱開始
	9月	土庄支店内海出張所を廃止、土庄支店に統合
	12月	地域の特性を踏まえた利用者満足度アンケート調査を実施 ／香川県アスベスト対策緊急融資の取扱開始

当組合の歩み（沿革）

平成

18	1月 / 提携金融機関との統合ATM相互入金業務を開始 2月 / 「偽造・盗難キャッシュカード補償保険」の取扱開始 ／ 総代・組合員を対象とした「経営セミナー」及び「意見交換会」を開催 3月 / 401K(確定拠出年金)の取扱開始 5月 / 新営業支援システム「PDA」を導入 9月 / ICキャッシュカード、ICローンカードの取扱開始
19	3月 / 総代・組合員を対象とした「経営セミナー」及び「意見交換会」を開催 5月 / 共同センターのポスト第5次システムへ移行
20	5月 / 総代・組合員を対象とした「経営セミナー」及び「意見交換会」を開催 9月 / 屋島支店新築移転開店 ／ 屋島支店に「携帯電話電波感受装置」を設置
21	4月 / 通信販売用総合自動車保険「そんぽ24自動車保険」の取扱開始 6月 / ブロック別総代意見交換会を開催
22	3月 / 土庄支店新築移転開店／内海出張所「ATMブース」新築 11月 / 総代・組合員を対象とした「講演会」及び「意見交換会」を開催
23	1月 / 新グループウェアの導入 ／ 極度型奨学ローン「チャンス」の取扱開始 3月 / 霧島連山新燃岳噴火被災地に対する義援金付定期預金の募集 ／ 東日本大震災被災地に対する義援金活動の実施 5月 / 霧島連山新燃岳噴火被災地へ義援金贈呈 6月 / 固定・変動金利選択型住宅ローンの取扱開始 ／ 東日本大震災復興応援定期預金の募集 7月 / けんしんクリエートカードの取扱開始 8月 / 中央支店にATM機1台増設 10月 / 第2回東日本大震災復興応援定期預金／創立60周年記念定期預金の募集 11月 / 総代・組合員を対象とした「経営セミナー」及び「意見交換会」を開催
24	2月 / 第3回東日本大震災復興応援定期預金／創立60周年記念定期預金の募集 4月 / 創立60周年記念定期積金の募集 6月 / 第1回創立60周年記念定期預金の募集 ／ 香川県信用組合・商工会アシスト保証制度の取扱開始 11月 / 創立60周年記念感謝の集いを開催 12月 / 第2回創立60周年記念定期預金の募集
25	1月 / 創立60周年記念総決起大会を開催 2月 / でんさいネットサービスの取扱開始 7月 / 「しんくみホットプラン」(団体傷害保険)の取扱開始 ／ 「あんしんくんビジネスローン」及び「あんしんくんフリーローン」の取扱開始 10月 / 日本信用情報機構(JICC)に加盟 ／ 「Jローン」の取扱開始 11月 / 高松市主催の地域で支え合う見守り活動への参加
26	1月 / 新春総決起大会を開催 3月 / 西通町支店を本店営業部に統合 ／ 創立60周年記念誌「60年のあゆみ」発刊 9月 / 「小規模企業応援ローン」の取扱開始 10月 / 香川県高齢者運転免許卒業支援事業への参加 (定期預金金利優遇の取扱開始)
27	1月 / 新春総決起大会を開催 2月 / 創生ローン取扱開始 3月 / 総代・組合員感謝の集いを開催 5月 / SKC第6次システムへ移行 ／ 相続定期預金販売開始 ／ けんしん職域提携制度の取扱開始

28	1月 / 新春総決起大会を開催 4月 / 「しんくみネット」リニューアルオープン ／ 事業性融資「ビジネスチャレンジ」の取扱開始 ／ 熊本地震被災に対する義援金活動の実施 ／ 大分県における災害に対する義援金活動の実施 5月 / フリーローン「まんでがんサポート」の取扱開始
29	1月 / 新春総決起大会を開催 3月 / 給付型奨学金制度「しんくみはばたき奨学金」の募集開始 4月 / 当組合初の女性得意先係を配置 6月 / 第1回創立65周年記念定期預金の募集 ／ 当組合新キャラクター「どりーむくん」、「ほーぷちゃん」を第65回通常総代会にてお披露目 10月 / 自動車事故費用共済「まごころ共済」の取扱開始 11月 / 第2回創立65周年記念定期預金の募集
30	1月 / イオンモール綾川及びゆめタウン丸亀にて共同ATM利用開始 2月 / 円座支店新築移転開店、ATM機1台増設 ／ 高松市中央公園に「桜の木」を寄贈 3月 / 創立65周年記念感謝の集いを開催 4月 / 「けんしん安心自転車保険」の取扱開始 6月 / 懸賞金付定期預金「どりーむ&ほーぷ」の募集 ／ M&Aマッチングサービス「TRANBI」を運営する株ランビと四国で初めてビジネスマッチング契約を締結 12月 / 株ランビとの共催で「お客様向け事業承継セミナー」を開催
31	1月 / 法人用インターネットバンキングサービスを開始

令和

元	6月 / 新渉外支援システム「タブレット端末」を導入 10月 / 円座支店が「かがわこどもの駅」に認定
2	3月 / 令和元年度「みんな子育て応援団大賞(四国新聞社賞)」を受賞 10月 / 随時返済型ローン「すま〜と」の取扱開始
3	1月 / 「SDGs宣言」を実施 6月 / 令和3年度第1回SDGs地域応援定期預金の募集 11月 / 令和3年度第2回SDGs地域応援定期預金の募集
4	6月 / 令和4年度SDGs地域応援定期預金の募集 9月 / 「けんしんビジネスローン クイックサポート」の取扱開始 10月 / 「けんしんビジネスローンきずな」の取扱開始 ／ 「多目的ローン」の取扱開始 ／ 香川県信用組合LINE公式アカウントの運用開始 11月 / 第1回創立70周年記念定期預金の募集
5	6月 / 第2回創立70周年記念定期預金の募集 8月 / 香川県下の相続手続共通化への参加 10月 / 「けんしんMG住宅ローン」の取扱開始 ／ ハロー定期預金の募集 11月 / 第3回創立70周年記念定期預金の募集
6	2月 / 「しんくみ相続信託」の取扱開始 ／ 香川県信用保証協会と「中小企業者の支援に係る連携・協力に関する協定」を締結 7月 / 新営業支援システム「Area Power」を導入 9月 / 香川県信用組合インスタグラム公式アカウントの運用開始 11月 / 第1回けんしんマルシェを開催(円座支店)
7	2月 / 香川県警察と「詐欺被害防止等の連携に関する協定」を締結 5月 / 第2回けんしんマルシェを開催(高瀬支店) 11月 / 「けんしん不動産担保ローン(消費性資金型・事業性資金型)」の取扱開始 ／ 第3回けんしんマルシェを開催(円座支店)
8	4月 / 事業者限定定期積金「サポート」の取扱開始 5月 / 第4回けんしんマルシェを開催(長尾支店) 6月 / 年金受給者限定定期積金「輝」の取扱開始 給振・住宅ローン利用者限定定期積金「ハッピー」の取扱開始

信用組合を2つの制度でバックアップ

信用組合の中央機関である『**全国信用協同組合連合会**』は、皆さまに安心して信用組合とお取引いただけますように、2つの制度で信用組合をバックアップしております。

全国信用組合保障基金制度

信用組合業界では、合併等を行う信用組合に対して資金援助を行うなど、業界の信用保持を図ることを目的に、『保障基金』を設けており、全国信用協同組合連合会（以下「全信組連」といいます。）がその運営を行っています。

信用組合経営安定支援制度

全信組連は、今後も信用組合が経営の健全性を確保し、皆さまから信頼される金融機関であり続けるために、「モニタリング制度」「監査・指導制度」及び「資本増強支援制度」の3つの制度で構成される『信用組合経営安定支援制度』を運営しています。

I. モニタリング制度

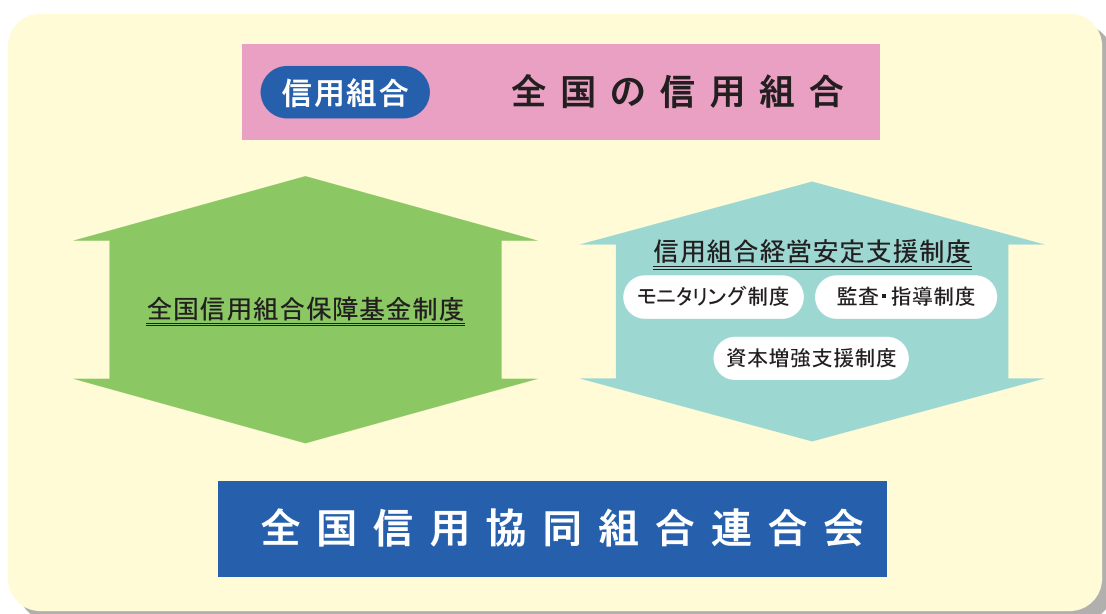
信用組合からの経営資料の提出を受け、経営内容を分析し経営上の問題点の有無等をチェックします。

II. 監査・指導制度

信用組合業界の経営指導・監査機関として「全国信用組合監査機構」を設け、必要に応じて信用組合への実地監査を行い、適切な助言・指導を行います。

III. 資本増強支援制度

必要に応じて信用組合への資本増強支援を行い、自己資本比率の向上を図ります。



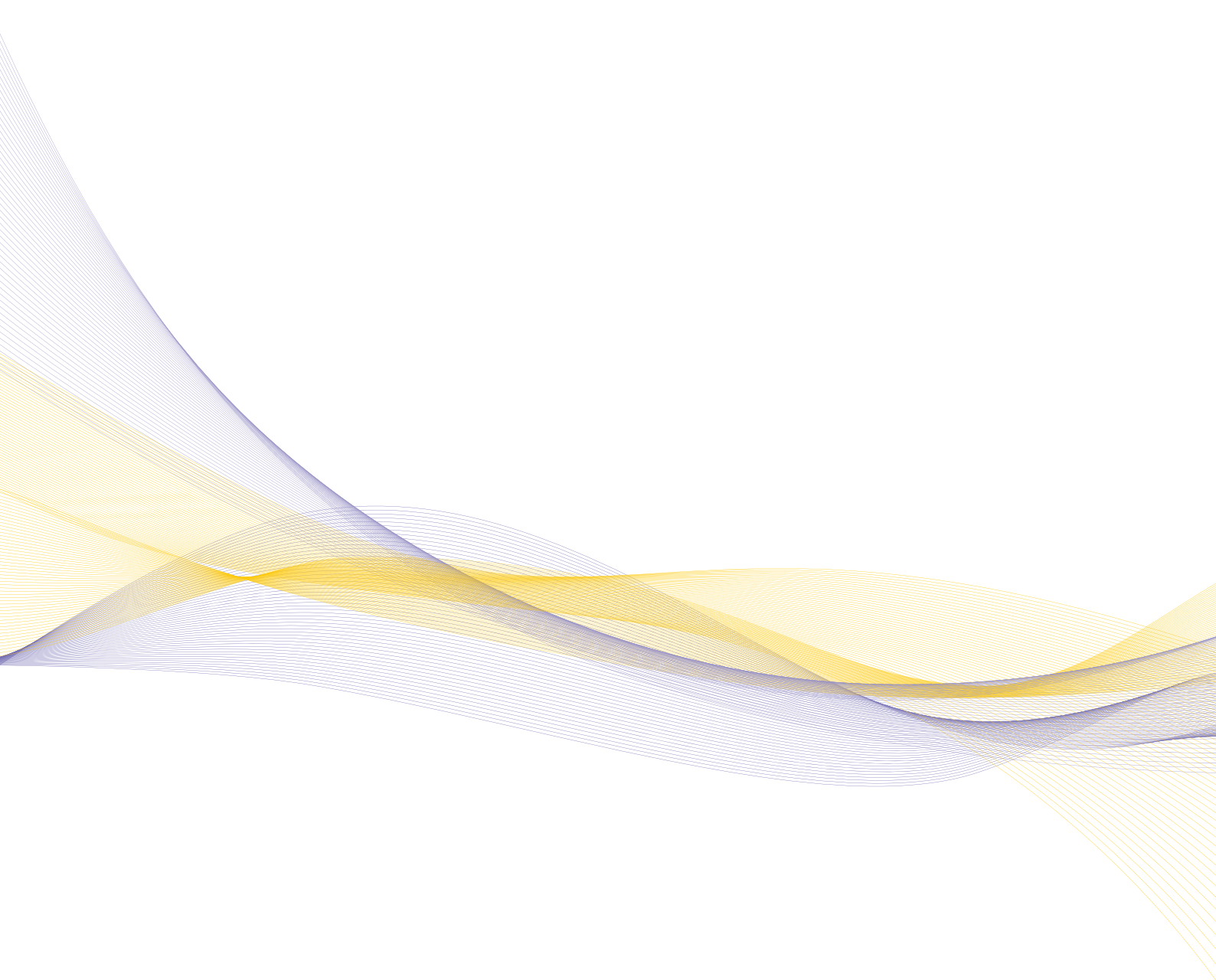
索引 Index

■ディスクロージャー項目と掲載頁

ディスクロージャー誌は、協同組合による金融事業に関する法律(協金法)第6条第1項において準用する銀行法第21条に基づいて作成しております。開示項目の頭部にある「*」印は協金法施行規則第69条に定められた法定開示項目であり、「◎」印は金融再生法に定められた法定開示項目です。

	信用組合開示項目	掲載頁
概況及び組織に関する事項	◆ ごあいさつ	3
	1. 事業方針	1
	2. “けんしん”の概要	3
	* 3. 事業の組織	17
	* 4. 役員一覧(理事及び監事の氏名、役職名)	18
	5. 総代及び総代会関連事項の情報開示	19
	6. 総代会	20
	7. 総代の選挙区・定数・総代氏名、属性別構成比	21
	* 8. 店舗一覧(事務所の名称、所在地)	41
	9. 自動機器設置状況	41
主要事業内容及び業務に関する事項	10. 組合員数	67
	* 11. 主要な事業の内容	22
	* 12. 事業の概況	4
	* 13. 経常収益	4・59
	14. 業務純益、実質業務純益及びコア業務純益	7・61
	* 15. 経常利益	7・60
	* 16. 当期純利益	7・60
	* 17. 純資産額	4・52
	* 18. 総資産額	4・51
	* 19. 預金積金残高	4・6・52
主要業務に関する指標	* 20. 貸出金残高	4・6・51
	* 21. 有価証券残高	4・51・68
	* 22. 自己資本比率	4・5・10
	* 23. 出資金・出資口数	67
	* 24. 出資に対する配当金・率	67
	* 25. 職員数	4
	* 26. 業務粗利益、業務粗利益率	61
	* 27. 資金運用収支、役務取引等収支、その他業務収支	61
	* 28. 資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回、資金利鞘	61・62
	29. 役務取引の状況	61
預金に関する指標	* 30. 受取利息、支払利息の増減	62
	31. その他業務収益の内訳	62
	32. 経費の内訳	62
	* 33. 総資産経常利益率	62
	* 34. 総資産当期純利益率	62
	* 35. 預金科目別平均残高	64
	36. 預金科目別残高、預金者別預金残高	6・64
	37. 員外預金比率	27
	38. 職員1人当たり預金残高	64
	39. 1店舗当たり預金残高	64
融資に関する指標	* 40. 貸出金科目別残高及び平均残高	65
	* 41. 貸出金及び債務保証見返の担保別残高	65
	* 42. 貸出金使途別残高	65
	* 43. 貸出金業種別残高・構成比	6・39・66
	* 44. 預貸率(期末・期中平均)	62
	45. 員外貸出金比率	27
	46. 消費者ローン、住宅ローン残高	66
	47. 代理貸付の内訳	67
	48. 職員1人当たり貸出金残高	66
	49. 1店舗当たり貸出金残高	66
有価証券指標	* 50. 商品有価証券種類別の平均残高	取扱なし
	* 51. 有価証券種類別残存期間別残高	68
	* 52. 有価証券種類別の平均残高	68
	* 53. 預証率(期末・期中平均)	62
経営管理態勢	* 54. 自己資本比率規制第3の柱に基づく各種開示事項	9
	①自己資本に関する事項	9
	②信用リスクに関する事項	12

	信用組合開示項目	掲載頁
経営管理態勢	* 54. ③信用リスク削減手法に関する事項	14
	④派生商品取引等に関する事項	14
	⑤出資等エクスポージャーに関する事項	14
	⑥金利リスクに関する事項	15
	55. “けんしん”の内部管理態勢	26
	* ①統合的リスク管理態勢	26
	* ②法令等遵守(コンプライアンス)の態勢	27
	③取引時確認に関するお願い	28
	④金融商品に係る勧誘方針	28
	⑤与信取引に係る説明態勢	28
財産の状況	⑥「お客さまの情報」の定期的な確認に関するお願い	29
	⑦マネロン／テロ資金供与および拡散金融対策に係る対応方針	29
	⑧法人口座の開設をお申込みされるお客さまへのお願い	30
	⑨個人情報保護宣言	31
	⑩個人情報のお取扱について	31
	⑪個人データの安全管理措置に関する方針	31
	⑫利益相反管理方針	31
	⑬反社会的勢力に対する基本方針	31
	⑭出資に関する取扱説明態勢	32
	⑮苦情相談窓口及び紛争解決窓口の設置	42
その他の業務	56. 振り込み詐欺対策	34
	“けんしん”の「偽造・盗難キャッシュカード対策」	35
	* 57. 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書	51・59・60
	* 58. 協金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況	8・63
	①破産更正債権及びこれらに準ずる債権	
	②危険債権 ③要管理債権(三年以上延滞債権、貸出条件緩和債権) ④正常債権	
	* 59. 自己資本充実の状況(自己資本比率明細)	4・5・9
	* 60. 有価証券、金銭の信託等の評価	68
	61. 外貨建資産残高	取扱なし
	62. オフバランス取引の状況	取扱なし
その他	63. 先物取引の時価情報	取扱なし
	64. オプション取引の時価情報	取扱なし
	* 65. 貸倒引当金の期末残高、期中増減額	13
	* 66. 貸出金償却額	13
	* 67. 法定監査の状況	18
	68. 財務諸表の正確性の検証	18
	69. 内国為替取扱実績	68
	70. 外国為替取扱実績(取次)	取扱なし
	71. 公共債引受実績	取扱なし
	72. 公共債窓販実績	70
その他	73. 手数料一覧	23
	74. 地域密着型金融の取組状況	37・38
	①地域経済活性化への取組み状況	37
	②取引先への支援状況等	37
	③融資を通じた地域貢献	39
	* ④中小企業の経営改善及び地域の活性化のための取組み状況	40
	⑤地域サービスの充実	41
	⑥文化的・社会的貢献に関する活動	43
	75. 中小企業金融円滑化に対する取組み	71
	76. 「経営者保証に関するガイドライン」への対応	71
その他	77. 役員の報酬体系について	72
	78. 当組合の歩み(沿革)	73・74
	79. 中央機関の役割	75



好きです ふるさと 心のふれあい大切に

